

**令和 3 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望
(政策要望部分)**

**令和 2 年 6 月 4 日
全 国 知 事 会**

【農林水産関係】

| | |
|--------------|---|
| 1 経済連携協定について | 1 |
| 2 農業の振興について | 1 |
| 3 林業の振興について | 6 |
| 4 水産業の振興について | 7 |

【商工労働関係】

| | |
|---------------------------------|----|
| 1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について | 9 |
| 2 地域経済の活性化について | 9 |
| 3 中小企業の振興について | 10 |
| 4 雇用対策の推進について | 12 |

【消費生活関係】

| | |
|----------------------|----|
| 1 適正表示対策の拡充について | 14 |
| 2 消費生活相談体制の充実・強化について | 14 |

【国土交通関係】

| | |
|--------------------------|----|
| 1 地方創生を支える社会資本整備等について | 15 |
| 2 防災・減災、国土強靱化の強力な推進について | 16 |
| 3 社会インフラの老朽化対策の推進・充実について | 17 |
| 4 道路整備の推進等について | 17 |
| 5 港湾整備の推進等について | 18 |
| 6 鉄道整備の推進について | 19 |
| 7 地域における交通の確保等について | 20 |
| 8 航空路線の維持・充実等について | 20 |
| 9 観光振興対策の推進について | 21 |
| 10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について | 22 |
| 11 所有者不明土地等の対策推進について | 22 |

【社会保障関係】

| | |
|-------------------------|----|
| 1 地域医療体制の整備等について | 23 |
| 2 医療保険制度改革の推進について | 26 |
| 3 健康づくりの推進について | 27 |
| 4 超高齢社会への対応について | 28 |
| 5 少子化対策の推進について | 29 |
| 6 厳しい環境にある子どもたちへの支援について | 30 |
| 7 障害保健福祉施策の推進について | 31 |
| 8 生活困窮者などの対策について | 32 |
| 9 地域共生社会の実現に向けて | 32 |
| 10 人権の擁護に関する施策の推進について | 32 |

【文教関係】

| | |
|---|----|
| 1 教育施策の推進について | 34 |
| 2 地域における科学技術の振興について | 37 |
| 3 地域における文化芸術の振興について | 37 |
| 4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする 国際的スポーツイベントの振興について | 37 |

【環境関係】

| | |
|--------------------------|----|
| 1 地球温暖化対策及び気候変動適応の推進について | 39 |
| 2 大気環境保全対策の推進について | 39 |
| 3 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について | 40 |
| 4 海洋ごみ対策の推進について | 41 |
| 5 生物多様性保全対策等の推進について | 41 |
| 6 アスベスト対策の推進について | 42 |

【エネルギー関係】

- 1 資源エネルギー対策の推進について 4 4
- 2 電力需給対策等の推進について 4 7

【災害対策・国民保護関係】

- 1 大規模・広域・複合災害対策の推進について 4 8
- 2 事前防災・減災対策の推進について 5 2
- 3 多様な災害対策の推進について 5 5
- 4 発災後の総合的な復旧復興支援制度の確立について 5 7
- 5 原子力災害対策の推進について 6 0
- 6 国民保護の推進について 6 1

【地域情報化関係】

- 1 マイナンバー制度について 6 3
- 2 官民データ活用の本格展開について 6 5
- 3 地域 I o T 実装の推進について 6 5
- 4 デジタル・ガバメントの推進について 6 6
- 5 情報セキュリティ対策の推進について 6 6
- 6 地域情報化の推進について 6 7
- 7 地上デジタル放送に係る必要な措置について 6 8
- 8 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策について 6 8

【地方行政関係】

- 1 地方公務員の定年引上げに係る円滑な運用について 6 9
- 2 会計年度任用職員制度の円滑な導入等について 6 9
- 3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の
推進について 6 9
- 4 地域国際化の推進について 7 0

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

- 1 基地対策の推進について 7 2
- 2 北方領土及び竹島問題の早期解決について 7 3
- 3 拉致問題の早期解決について 7 3
- 4 座礁放置された外国船舶の処理等について 7 4
- 5 漂着船等に対する万全な対策について 7 4

【道州制関係】

- 1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について 7 6
- 2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき
事項について 7 7
- 3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について 7 7

《政策要望》

【農林水産関係】

1 経済連携協定について

TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定などの発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な措置を講じること。

また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

2 農業の振興について

(1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げている施策を着実に実行し、農林水産業の成長産業化を一層進めること。

なお、施策の実施に当たっては、各地域の農林水産業・農山漁村の実情を十分に踏まえ、適宜見直しを図るとともに、農林漁業者に対し丁寧な説明を行うこと。

(2) 「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態、人口減少社会の進展などの地域の実情に十分配慮し、農業・農村の有する多面的機能や食料問題を巡る情勢、経済のグローバル化、近年の大規模災害、家畜伝染病、新型コロナウイルス感染症の影響等も十分踏まえつつ、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた生産基盤・共同利用施設の整備や多様な担い手の育成・確保、農村の振興など各種施策を充実させるとともに必要な予算を安定的に確保すること。

(3) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、農業の生産性向上と高付加価値化を図るためには、農業の体質強化に資する農地の大区画化・汎用化や水田の畑地化、農業水利施設の老朽化対策等の農業生産基盤整備を着実に進めつつ、農地の利用集積・集約化を図ることや高収益作物の導入等を促進することなどが不可欠である。

このため、地域の実情や特性を踏まえた上、計画的かつ着実な事業の推進に必要な当初予算を安定的に確保するとともに、農業の体質強化を着実に進めるための農業対策補正予算の継続的な編成、さらには、きめ細かな農業農村整備を推進できるよう定額補助事業の創設や拡充、地方財政措置の拡充等を講じるとともに、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、荒廃農地の再生など、地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進すること。

(4) 近年多発する集中豪雨や大規模地震等による災害を未然に防止するためには、農村地域の防災・減災対策が重要であるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後においても、同様の財政措置を継続すること。

特に、下流に人家や公共施設があり、決壊すると甚大な影響を与える農業用ため池に対して、「ソフト・ハード双方による総合的な対策」を進めるため、耐震調査

などの国の定額補助の期限をさらに延長するなど、財政支援の継続と更なる拡充を図ること。

また、気候変動による豪雨被害の頻発化・激甚化、農業用ダムの洪水調整機能の強化、農業構造や営農形態の変化等に適切に対応できるよう、農業水利施設の維持管理に関する支援を強化すること。

(5) 大規模災害が近年多発していることを踏まえ、農地・農業用施設の災害復旧事業の迅速化を図るため、公共土木施設災害復旧事業の手術と同程度に、災害査定の簡素化や計画変更要件緩和等の見直しを図ること。

(6) 経営所得安定対策については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、対象品目を拡大するなど、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した制度とすること。

また、農業保険については、加入者の拡大に向けて引き続き制度の周知や、農業者の視点に立った制度の見直しを行うこと。

(7) 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、農業経営者自らの経営判断に活かせるよう、需要や在庫、価格動向に関するきめ細かな情報をタイムリーに提供することや全国的な調整の仕組みなど、実効性のある需給調整に向けた環境整備を一層推進すること。

また、食料自給率の向上や収益力の高い農業の実現を図るためには、水田のフル活用を推進することが重要であることから、加工用米や輸出用米（または新市場開拓用米）、飼料用米、WCS用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、必要な機械等の整備を支援すること。

(8) 都道府県が継続的に主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むことができるよう、その財政需要について、引き続き地方財政措置を確保すること。

(9) 日本型直接支払制度については、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることから、制度の積極的活用が図られるよう、対策期間中においても必要に応じ、交付単価や制度運営に係る事務等について所要の見直しを行いつつ、事業を推進するための経費を含め必要な予算を確保するとともに、基本的に国庫負担で対応すること。

特に、環境保全型農業直接支払交付金は、生産者が安心して環境保全型農業に取り組める安定的な制度運営を図るとともに、各都道府県からの要望量に見合う十分な予算確保を図ること。

(10) 自然・社会的条件が厳しい中山間地域の農業者の所得向上に資する取組等の充実・強化を図ること。

(11) 農業次世代人材投資資金が確実に交付できるよう、必要な予算を十分に確保す

るとともに、若者の就農意欲の喚起と新規就農者の定着を図るための支援策を充実させること。特に、交付要件等を見直す際には、都道府県との調整や現場への周知に十分な期間を確保すること。

さらに、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の機械・設備等の導入及び人材の育成・確保に対する支援制度の拡充など経営安定及び規模拡大への支援策を講じること。

加えて、農業者が営農しながら本格的に経営を学ぶことができるよう、都道府県が実施する研修の運営に必要な予算を措置するなど、持続的な担い手づくりに努めること。

- (12) 農地中間管理事業については、関係予算を十分確保し、地方負担の軽減を図るとともに、その活用状況等を検証し、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう改善を行うこと。特に、農地の出し手が機構へ貸付けしやすい環境整備を一層進めること。

また、機構集積協力金交付事業及び機構集積支援事業については、制度の安定的な運用を図るとともに制度延長を検討し、単価の維持など各都道府県の必要額を踏まえた上での十分な予算措置を講じること。

- (13) 農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応するため、国において、加工食品の原料原産地表示について加工業者等における取組が着実に進展するよう取り組むほか、輸入食品の検査体制の強化を行うとともに、地方が行う以下の取組を支援すること。

- ・有機農業等の環境に配慮した農業に係る技術開発や有機農産物等の販路拡大対策の推進
- ・農薬の使用低減技術の研究開発及び農薬の適正使用に関する指導や普及

- (14) 未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないように厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

- (15) 農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた、地域における品種・技術の研究、開発及び普及に対する支援を強化すること。

また、マーケットインによる農業生産を推進するための取組を支援すること。

- (16) 地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援するため、産地生産基盤パワーアップ事業を中長期的に継続し、必要な予算を確保するとともに、生産現場の実情に配慮した助成対象の充実などの制度改正を図ること。

- (17) 畜産・酪農における地域の収益性向上に向けて、飼養管理施設や省力化機械の整備等による生産コストの削減、品質向上など生産基盤の強化並びに、増頭奨励金等の取組など、畜産クラスター関連事業を中長期的に継続して実施するとともに、補助対象を拡充し、必要な予算を安定的に確保すること。

- (18) 口蹄疫やCSF・ASF、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内へ

の侵入・まん延防止について、支援制度を強化・拡充すること。

- ・家畜伝染病が発生した場合の感染経路の速やかな解明、飼料メーカー等に対する防疫対策への指導、農家等への経営支援、風評の払拭等の対策を引き続き強化すること。
- ・家畜の埋却処分については、自己所有農地のみならず荒廃農地や農地以外の土地が埋却地となる場合もあるため、引き続き適切な防疫対策や埋却地の再活用が可能となるような支援策を講じること。
- ・移動式焼却炉や移動式レンダリング処理装置の配備拡大を行うこと。
- ・家畜伝染病予防法で規定されていない飼育動物が家畜伝染病の病原体に感染している場合、十分なまん延防止措置を実施できないことから、関連法令を整備するなどの措置を検討するとともに、必要な財政措置を講じること。
- ・外国人観光客の増加に対応するため、海外発生地からの直行便がある地方空港やクルーズ船が寄港する港において、検疫探知犬の常時配置を行うなど、動物検疫所の機能強化を図るとともに、海外悪性伝染病の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるなど、空港や港等での水際防疫に万全を期すこと。
- ・野生動物が家畜伝染病の病原体に感染した場合の防疫対策を確立し、防疫対応について、関係省庁で協議の上、役割分担を明確にすること。

(19) 産業動物診療、家畜衛生、公衆衛生及び動物愛護管理に携わる専門性の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実を図るとともに、勤務獣医師の待遇改善や離職者に対する就業支援を行うこと。

(20) 畜産副産物等の再資源化を行う「化製処理施設」の整備・改修・機能強化等について、既存事業の拡充などによる支援策を講じるとともに、複数の都道府県にまたがった取組を行う施設については、補助率の引き上げを行うこと。

(21) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移しており、市街地付近でも被害が拡大しているほか、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、都道府県が実施する広域捕獲活動等及び地域が取り組む緊急的な捕獲活動や侵入防止の対策、柵の整備や河川敷等における緩衝帯設置等に対する支援、簡易で効率的な侵入防止や捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保・育成、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図るとともに、各都道府県の必要額に不足が生じないように十分な予算を確保すること。

また、狩猟免許の保持や取得に係る負担を軽減すること等により、狩猟者の育成・確保及び積極的な捕獲活動を促進する仕組みを創設すること。

(22) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。

- ・地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。
- ・放射性物質に汚染された農地の放射線量低減対策及び放射性物質吸収抑制対策について、全ての農業者が負担無く効率的かつ確実に実施できるよう、基本的に国庫負担により継続すること。

- ・放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。併せて、一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講じること。
- ・避難指示が解除された地域の農地において、早期の営農再開が図れるよう、仮置場の原状回復に必要な取組を確実に実施するとともに、除染等により生じた不具合の解消に向けて、国の責任の下、対策を講じること。
- ・食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、国内外における情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。

(23) 日本の農林水産物・食品の輸出拡大を推進するため、科学的根拠に基づかないまま原発事故による輸入規制を実施している諸外国・地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、政府間交渉の取組状況については、継続して情報提供を行うこと。

また、輸出先国での残留農薬基準の早期設定や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件が設定されている品目で厳しい条件が課されているものについて、輸入解禁や条件緩和の実現のため、積極的に2国間協議を行うこと。

さらに、オールジャパンで行う国別・品目別戦略に加え、地方が海外で行う販売促進活動などの輸出拡大に向けた取組に対し、積極的な支援を行うこと。また、農林水産物・食品輸出プロジェクトに参加し、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した生産に向けた課題解決に取り組む積極的な産地への支援に係る十分な予算の確保や優先採択等の優遇措置の対象となる関連事業の拡充を図ること。

(24) 我が国農産物の輸出力強化につながる都道府県育成品種を含む、我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、植物品種等海外流出防止総合対策事業の十分な予算を確保すること。

また、家畜改良増殖法に基づく都道府県の事務について、必要な地方財政措置を講じること。

加えて、種苗法の改正について、改正の趣旨や概要等を、農業者はもとより消費者や関係業界に対して丁寧に説明するとともに、自家増殖を含めた許諾の方法について、現場に過度な負担がかからない仕組みとすること。

(25) 燃油・肥料や配合飼料等の価格が高騰した際に、農家の実質負担が大きく増加することのないよう、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価格安定制度の運用に必要な予算を確保すること。

特に、施設園芸等燃油価格高騰対策については、生産・加工工程で燃油を使用する菌床しいたけ、葉たばこ及びいぐさも対象となるよう拡充するとともに恒久的な制度とすること。

(26) 農林水産物の6次産業化や食育及び地産地消運動を着実に推進するため、「食料産業・6次産業化交付金」の拡充・強化を図ること。

特に、6次産業化の取組に必要な施設整備等について、財政措置の更なる拡充を図ること。

また、「6次産業化サポート事業」については、支援対象者を限定せずに幅広く、農林漁業者等の個別課題に対する支援や、国が認定する「総合化事業計画」の作成・実現のための支援を復活させるとともに、必要な財政措置の拡充を図ること。

(27) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、輸出拡大にも資するGLOBALG.A.P.等の認証取得が条件となる取引拡大が予想されるため、GAP認証を取得する産地の拡大に向けた取組の支援を継続するほか、取組のメリットや、実需者の取引意向に関する情報提供を行うとともに、国際水準GAPに対応した指導員や認証審査員の育成支援を拡充すること。

また、消費者や流通業者に対して、GAPの理解促進を図るとともに、都道府県GAPについても制度の維持や運営費等の支援措置を行うこと。

(28) 増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進し、地域の所得向上や雇用の創出が期待できる「農泊」の取組をより一層推進するため、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）を中長期的に継続し、必要な予算を確保すること。

(29) スマート農業技術により、地域や品目に応じた現場課題の解決が図られるよう、スマート農業技術の開発・実証プロジェクト及びスマート農業加速化実証プロジェクトを継続し、実証地を拡大するなど、スマート農業を総合的に推進していくために、十分な予算を確保するとともに、社会実装の推進に向けて取り組むこと。

また、農業基盤としての超高速ブロードバンド環境等の構築、維持及び修繕に対する新たな支援制度を創設すること。

3 林業の振興について

(1) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の安定的発展と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業並びに非公共事業である森林病虫害等防除事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

- ・間伐や主伐後の植栽・保育、路網の整備など、適切な森林整備や松くい虫等の防除対策、ナラ枯れ被害対策、さらには花粉発生源対策を推進するための施策及び予算の充実

- ・山地災害や風倒木被害等の復旧・予防や水源の涵養など、国土保全対策を推進するための予算の充実

- ・「防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策」と同様の財源措置の実施

- ・今後増加が見込まれる再生林を推進するため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づく地方債特例措置等の継続などの支援の充実

(2) 林業・木材産業の成長産業化、木材利用・木質バイオマスエネルギー利用の拡大により低炭素社会へ貢献するため、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、以下をはじめとする効果的な施策を実施すること。

- ・間伐や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設、木造公共施設、木質バイオマス利用設備の整備といった、川上から川下に至る総合的な取組（サブ

- ライチェーンの構築等)への支援の充実と十分な予算確保
- ・木育等の取組を通じた森林づくりや木材利用への理解の醸成
 - ・国産材を用いた新たな製品・技術等を活用した施設の建設や非住宅分野における木造・木質化、マテリアルへの利用を促進する施策の充実
 - ・適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる経営体や人材の育成・確保に向けた施策の充実及び十分な予算確保
 - ・CLT等の新たな技術を用いた木質部材の普及促進に向けた、建築関係基準の拡充や、建築士等の技術者の育成、広報活動、実証的建築への支援などの施策の充実
 - ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や国際博覧会など、様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信
 - ・主伐・再造林箇所把握のための伐採届事務のGISによるシステム化やデータベース化に加え、ICTの活用による森林資源の把握や生産管理、造林・育林作業の機械化などスマート林業施策の充実

(3) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、任意繰上償還の実施等、実効性のある長期的な支援措置を早急に講じること。

(4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された樹皮(バーク)等の廃棄物処理について、国は国民の不安を払拭するとともに、処理費用等に対する支援を令和3年度以降も継続して実施するなど、万全の措置を講じること。

また、野生きのこ・山菜類の出荷制限の解除に当たっては、汚染実態や地域の出荷体制に即して、市町村単位によらない地区単位・採取地単位の制限解除を可能とすることや、検査方法について見直しを行うなど、出荷再開に向けて柔軟な対応とすること。

さらに、風評被害等により特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、きのこ原木等の生産資材の助成について補助率1/2を維持するなど施策を長期にわたり継続すること。

加えて、バークの廃棄物処理経費に係る賠償や原木として利用できない立木の財物賠償については、汚染実態に即して対象を拡大するよう、東京電力ホールディングス株式会社を指導すること。

4 水産業の振興について

(1) 「水産基本計画」に基づき、水産業の現状と課題を踏まえ、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。

特に、東日本大震災による津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など地域の実情に十分配慮すること。

(2) 漁業経営安定対策については、燃油・配合飼料価格が高騰した際や自然災害で被災した場合なども、漁業者が安心して漁業に取り組むことができるようセーフティネットの更なる要件の緩和や資金繰り円滑化対策などの支援制度を拡充すること。漁業用燃油について、恒久的な免税等の措置が図られるよう法整備を行うこと。

また、養殖業における適正養殖可能数量の設定方法について、地域の意見や実情を踏まえた上で見直すこと。

加えて、水産業の体質強化を図るため、漁船や省力・省コスト機器の導入促進、共同利用施設や種苗生産施設の整備等に必要な支援について十分な予算措置を講じるなど、収益性の高い経営体への転換をより一層進めるとともに、水産業の成長産業化に向けて、ICT等を活用したスマート水産業の取組を推進すること。

- (3) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化するため、以下に取り組むこと。
- ・ 竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、日中中間水域、北緯27度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。
 - ・ 日台漁業取決めについては、取決め適用水域を見直すこと。
 - ・ ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力に推進すること。また、ロシア水域のさけ・ます流し網漁業について、ロシア連邦の法律により操業が困難となったことから、栽培漁業の推進や関連産業の振興などに対して、引き続き支援を行うこと。
 - ・ 排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を一層充実・強化すること。
 - ・ 近年、北太平洋公海域では外国船の漁獲圧が非常に高まっており、サンマの資源減少が懸念されていることから、これら資源の適正な管理に向け、できるだけ早期に、国別に漁獲可能量や漁獲努力量を制限するなど実効ある保存管理措置が実現するよう、関係各国との交渉を進めること。
 - ・ 太平洋熱帯域での高い漁獲圧により、カツオ資源が減少している懸念があることから、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働きかけを強化するとともに、当該海域での実効ある管理措置が講じられるよう交渉を行うこと。
 - ・ パラオ共和国等、太平洋島嶼国排他的経済水域での日本漁船の操業が継続できるよう、積極的な交渉を行うこと。
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の海洋等への流出により、水産業が甚大な影響を受けていることを踏まえ、環境汚染や水産業への被害が拡大することのないよう、万全の措置を講じること。
- (5) 「新規漁業就業者対策」については、新規就業者を継続して確保できるよう、各都道府県の必要額を踏まえた十分な予算措置を講じるとともに、特に収入が不安定な就業直後の経営確立を支援する資金を創設するなど、漁業技術の習得から経営安定まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への定着率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。
- (6) 水産資源の回復と、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災・減災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進するとともに、漁業法改正に伴う新たな資源管理制度への移行に当たっては、資源評価の精度向上を図ること。
- また、各県が実施する貝毒検査の費用について、国において必要な予算を措置すること。

【商工労働関係】

1 デフレ経済からの完全な脱却と持続的な経済成長の実現について

安倍内閣の発足後、政府・日銀においては、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間投資を喚起する成長戦略」が進められている。

しかし、特に、中小企業や小規模事業者は、まだアベノミクスの効果を十分に実感できていない状況にあり、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれる。また、通商問題を巡る動向や英国のEU離脱など、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税・地方消費税の引上げ後の経済動向に引き続き留意する必要がある。

こうした中、我が国が、デフレからの完全な脱却と持続的な経済成長を実現するためには、今後も大胆な金融・為替政策、経済対策、規制改革、地方分権及び将来の不安払拭に資する構造改革の加速化が必要である。

政府・日銀においては、引き続き、海外の経済情勢や為替の動向を注視しつつ、「量」・「質」・「金利」の3つの次元での金融緩和措置の継続など、思い切った金融・為替政策を実施するとともに、名目GDPを高めることを目指した日本の稼ぐ力の回復に向けた政策対応を検討・実施すること。

政府においては、地方創生と持続的な経済成長を実現するため、「国家戦略特区」による「岩盤規制」の改革及び高い経済効果が認められる特区の成果の全国展開を着実に推進するとともに、全国的に要望の多い規制改革事項については、特区に限ることなく直ちに全国的な規制改革を実施すること。また、民間事業者等が活用しやすい大胆な規制改革、税制の優遇措置、地域独自の取組ができるよう一層の地方への権限移譲などを講じること。

2 地域経済の活性化について

- (1) 地方産業競争力協議会における議論を適切に国の政策に反映させるとともに、国の経済財政諮問会議や未来投資会議など、経済財政政策について検討する機関に、地方財政や地域の経済・社会に精通した地域の代表を委員として加えるなど、地域の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。
- (2) 総合特区の取組の中には、農林水産、環境など個別の分野を超える事業があることから、内閣府が総合調整機能を発揮し、区域指定を受けた地域の事業主体に直接財政支援する枠組みを構築すること。また、国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化のため、法人税軽減の適用対象設備等について取得価額の下限額を引き下げ、対象範囲を拡大すること。地域活性化総合特区についても、企業投資を呼び込み、就業の場を創出するため、法人税について軽減すること。
- (3) 電力各社の値上げが地域経済に与える影響を考慮し、電力の安定供給を確保した上で料金上昇を抑制する道筋を明確にすること。
また、事業者向け発電設備や省エネ機器などの導入・改修、建築物の省エネ改

修等に対する支援を強化すること。

- (4) 産業活動におけるサプライチェーン寸断のリスク軽減や国土の均衡的発展を図る観点から、地方の条件不利地域への産業再配置を促進するとともに、国際競争を勝ち抜くため、ポテンシャルを有する地方発の先端的研究開発に対し支援措置を強化すること。
- (5) 地域の大学、企業、産業支援機関、自治体の連携を強化し、地域イノベーションの創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組を支援する制度を創設、拡充すること。
- (6) 令和2年1月1日に発効した日米貿易協定については、今後の米国との貿易交渉において、自動車・自動車部品の関税の早期撤廃を目指すなど、公正な貿易慣行を通じて、貿易・投資が活発化し、我が国のものづくり企業の競争力強化、雇用創出につながるよう、引き続き協議を進めること。

3 中小企業の振興について

- (1) ものづくり中小企業・小規模事業者の競争力強化のため、地域の経済・雇用を支えし、有望な技術等を有する中小企業・小規模事業者の輸出促進などを通じた海外展開の拡大を含めた振興策の充実・強化を図ること。
- (2) 依然として厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の経済環境を踏まえ、政府系金融機関の融資制度を中小企業・小規模事業者が利用しやすいよう充実するなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。
また、経済情勢を踏まえたセーフティネット保証5号の認定要件や地域の実情を踏まえた業種指定を引き続き随時見直し、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の取扱期間の延長、金融機関に対する指導により、金融のセーフティネットに万全を期すこと。
- (3) 信用保証協会の経営に支障を来さないよう、協会への無利子貸付や補助などの支援措置を講じるとともに、中小企業・小規模事業者の経営改善につなげる観点から、引き続き保証料率・保険料率のあり方を検討すること。
- (4) 地域産業の活性化や中小企業・小規模事業者の振興を図るため、都道府県中小企業支援センター等との連携などに十分配慮しながら、人材の育成、経営革新への支援を充実させるとともに、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を継続的に実施すること。
加えて、「中小企業生産性革命推進事業」については、中小企業基盤整備機構へ拠出する仕組みを継続し、今後も安定的な予算を確保すること。
また、現在の金利情勢により運用益が減少していることから、中小企業による地域資源を活用した新事業展開（地域活性化・農商工連携）を支援する地域中小企業応援ファンドについて、柔軟な対応が行えるよう機能を拡充すること。

- (5) 小規模事業者は地域における経済、雇用、コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、その振興策を充実させること。また、施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じるに当たっては、地域の実情に即し、都道府県の意見をしっかりと反映させるとともに、都道府県が行う小規模事業者支援策との整合を図るなど、地方と十分に連携を図ること。
- (6) 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき商工会又は商工会議所が市町村と共同して作成する経営発達支援計画の認定は経済産業大臣が行うとされているが、小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されるものであることから、都道府県知事が実施できるよう検討を進めるとともに事務移譲の際には事務に係る人件費及び事務費についても財政措置を行うこと。
また、経営発達支援事業の実施に伴い必要となる商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が損なわれることのないように配慮すること。
- (7) 中小企業高度化資金（高度化事業）について、社会・経済状況の変化等の特別な事情により、経営の責任をやむを得ず負っている連帯保証人等が再チャレンジの機会を阻まれている現状もあることから、都道府県の債権保全が確実に図られる形での金融機関保証の利用促進などの仕組みづくりを行うことにより、連帯保証人等に頼らない制度運用に取り組むとともに、既往貸付により過大な負担を負っている連帯保証人等に対しても、都道府県の債権保全も十分に留意しながら対策を講じること。
- (8) 中小企業の経営革新への取り組みを支援するため、経営革新計画承認企業に対する支援措置をより一層充実すること。
- (9) 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、事業承継ネットワークの取組や専門家派遣への助成、持ち株会社含め様々な経営体制の実態に即した税制の負担軽減措置の対象要件の緩和など、事業者の気付きから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させるとともに、事業承継税制の認定件数が増加しているため、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき都道府県が行う認定事務について、必要な地方財政措置を講じること。
また、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応がなされるよう、一層の浸透・定着を図ること。
- (10) 近年、多発している自然災害に対し、中小企業がサプライチェーンを維持するため、事業継続計画（BCP）に基づき防災・減災対策を講じる場合の税制措置の充実を図ること。
- (11) 中心市街地の商業機能やコミュニティ機能の維持・強化を図るため、商店街の活性化に向けた取組等に対する支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進するため、制度改正や財政支援措置を含む抜本的な対策を実施すること。

4 雇用対策の推進について

- (1) 地方が地域の実情に応じて、良質で安定した雇用を創出するためのプロジェクトや多様な人づくり、柔軟な働き方の推進に積極的に取り組めるよう、自由度の高い新たな交付金を創設すること。
また、地域の雇用状況に応じた雇用対策を進めることができるよう地域への支援施策を充実すること。
- (2) 中小企業と若者の間における雇用のミスマッチ解消に向けた取組の推進など、新卒者や既卒者に対する就職支援を充実すること。
また、新入社員や企業に対する定着支援も充実すること。
- (3) 若年者のためのワンストップサービスセンターの運営支援や地域若者サポートステーションを核としたニート等の若者への職業的自立支援、若者の早期離職を防ぐための対策など、若年者雇用対策を充実すること。
特に地域若者サポートステーション事業については、安定的な支援体制が確保できるよう、必要な財政措置を行うとともに、複数年度にわたる委託契約ができるような仕組みを検討すること。
- (4) 中高年層の無業者やひとり親家庭等が経済的困窮に至らないようにするため、親族支援も希薄となる中高年層に対する重点的な就労支援策ならびに就労訓練修了者やひとり親の雇用・就労支援に積極的な企業に対する税制上の優遇措置、各種助成金や就労支援制度の拡充等により、就労支援を強化すること。
- (5) 労働移動支援型への政策転換に当たり、雇用調整助成金など雇用の維持・安定政策の後退による失業者が生じないように措置するほか、十分な再就職支援策を講じるとともに、地域の雇用の場を確保する施策の充実を図ること。
また、雇用制度改革等の検討に当たっては、未だ厳しい経営環境にある中小企業が多く、就業者を取り巻く環境も厳しい状況にある地域の実情に十分配慮し、雇用環境の改善を推進すること。
- (6) 離職者向け職業訓練については、離職者や地域のニーズに対応し、特に人手不足が生じている職種や中小企業における人材を確保するためにも、委託単価の設定や就職目標等について弾力的運用を図ること。
- (7) 企業における長時間労働の是正、短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入、ワーク・ライフ・バランスを促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援、専門人材の確保をはじめとする企業の主体的取組への支援など、働き方改革と、その前提となる経営基盤強化に向けて、企業が取り組みやすい環境を整備すること。
- (8) 就職氷河期世代を含む非正規雇用労働者等の正規雇用化については、継続的に支援するとともに、地方自治体の取組について必要な財源措置を講じること。

また、同一労働同一賃金の実現や有期契約労働者の無期転換など、処遇改善に向けた支援策の充実を図ること。

- (9) 女性も自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、安心して、充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと就業環境の整備や継続雇用・再就職支援、育成・登用、健康支援等女性の活躍につながる施策の充実を図ること。
- (10) 65歳以上の高齢者の多様な就業機会の確保や70歳まで働ける企業の拡大のための施策を充実するなど、意欲のある高年齢者が安心して働けるよう雇用・就業対策を充実すること。
- (11) 企業の規模に関わらず障害者雇用が促進されるよう、障害者雇用の意義についての啓発や障害者の就労・職場定着を支援するジョブコーチ等の体制の強化や人材の育成、障害者雇用納付金制度や障害者雇用に関する助成制度等の更なる拡充等（調整金・報奨金の基準緩和等、特例給付金）により、障害者の就労促進策の充実・強化と地域のニーズに応じた雇用維持支援策の充実を図ること。
また、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービスの対象となっている難病患者や内部障害者、高次脳機能障害者及び発達障害者の雇用を促進するため、雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。
- (12) 都道府県が実施している技能検定制度や中小企業等の人材育成を支援する認定職業訓練制度など、技能の振興や継承に対する施策が充実できるよう支援策の拡大を図ること。

【消費生活関係】

1 適正表示対策の拡充について

「不当景品類及び不当表示防止法」の改正により、都道府県知事に委任された事業者に対する法第29条第1項の報告の徴収及び立入検査等の権限については、法第7条第1項に規定する「措置命令を行うために必要があると認めるとき」だけでなく、「都道府県知事が必要があると認めるとき」にも行使できるようにするなど、調査権限の拡充を図ること。

2 消費生活相談体制の充実・強化について

消費生活センターの運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち地方消費者行政推進事業については、活用期間までの所要額の総額を確保するとともに、新たに算定方法に条件を付すなどの自治体にとって使いにくくなるような交付要件の変更を行わないこと。

また、地方消費者行政強化事業については、成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率を3分の1に引き下げる要件を撤廃するとともに、補助率の嵩上げや用途の拡充など制度の改善を図ること。

併せて、地方消費者行政を安定的に推進できるような観点から、長期的な支援を行うこと。

【国土交通関係】

1 地方創生を支える社会資本整備等について

- (1) 地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾・海岸・公園・下水道等をはじめとした社会資本整備は、国民の生命・財産を守り、地域経済を活性化させ、地方に活力と魅力をもたらすものである。

こうした中、昨年6月の「令和時代の財政の在り方に関する建議」においても、社会インフラは概成しつつあると示されたが、地方においては全くその実感はなく、いまだに高速道路等のミッシングリンクなど社会インフラには地域間格差が存在し、その解消には息の長い、腰を据えた対策が必要である。

このため、「地方創生回廊」の実現に向け、多軸型国土を形成するとともに、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進すること。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）をはじめとする国際大会等を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるため、地方創生の取組の視点を持って社会資本整備を加速すること。

そのため、中長期的な見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画の策定及び予算額の明示を行い、必要な予算総額を確保するとともに、地方負担に対する財政措置や補助制度の拡充を行うこと。

- (2) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は地域経済や住民生活を支える重要なインフラであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者は大幅に減少しており、経営に深刻な打撃を受けている。このため、地域公共交通ネットワークを維持し、引き続き、住民が安心して利用することができるよう、各事業者の減収分を補填する新たな補助金制度等の構築や、既存補助事業の補助率のかさ上げなど、地域公共交通の維持・回復に必要な財政支援を早急に行うこと。

また、同じく厳しい経営を強いられている航空関連産業に対する総合的な支援を行うとともに、航空ネットワークの早期回復が進むよう積極的な政策を実施すること。あわせて、地方空港の多くの国際定期路線が運休・減便している状況を踏まえ、固定経費として大きな負担となっている空港ビル内等の航空会社事務所の賃借料に対する補助など、路線の維持に必要な支援を実施すること。さらに、感染症の拡大が収束した段階においては、着陸料の減免やグランドハンドリングに係る費用への補助など、路線の回復に必要な支援を行うこと。加えて、空港ターミナルビルの運営会社についても、航空会社同様厳しい経営環境を強いられていることから、国管理空港においては、ターミナルビル用地の賃借料の減免等、必要な支援を行うこと。

- (3) 観光振興対策の推進について、新型コロナウイルス感染拡大に際しては、経済活動への影響などを的確に把握し、地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や雇用対策などについて、速やかな制度内容の周知徹底と的確な実施、現場の必要性に応じた弾力的な運用に努めること。あ

わせて、感染拡大が一定程度収束した段階で、観光需要の速やかな回復に向けた、国内外からの誘客のための具体的な取組に対する支援策や生じた損失に対する総合的な支援を速やかに講じること。

また、新型コロナウイルス感染症の軽症者等をホテル・旅館等の民間宿泊施設で受入れる宿泊療養や、帰宅困難な医療従事者のための民間宿泊施設確保等に対する財政支援や、当該宿泊施設に対する風評被害対策を支援すること。あわせて、施設確保に伴う地方負担への十分な財政措置を講じること。

2 防災・減災、国土強靱化の強力な推進について

- (1) 近年、数十年に一度といわれるような集中豪雨や台風が毎年のように発生しており、国においては「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定し、集中的な対策に取り組んでいるところである。地方でも、この3か年緊急対策を活用するなど、懸案の強靱化対策を全力で進めているが、気候変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策としては、なお十分とはいえない。そのため、地方が策定・見直しを急ぎ行っている国土強靱化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施できるよう、3か年緊急対策後も対象事業を拡大するとともに、必要な予算・財源を別枠で安定的に確保し、これまで以上に強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。

また、国土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業の延長など地方財政措置の拡充を図ること。

- (2) 相次ぎ発生している大規模自然災害からの復旧・復興に向け、被災地の発展の基盤となるインフラ整備を進めること。

また、施設等の災害復旧については、現行構造基準に基づいた復旧を認めるとともに、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、改良復旧事業の適用範囲の拡大など必要な措置を講じること。

さらに、発災後の迅速な復旧復興を支援する公園や道の駅等防災拠点の整備を重点的、計画的に推進すること。

加えて、早期復旧に取り組むことができるよう、自治体への迅速な財政支援やTEC-FORCE等を含む人的支援の拡充を図ること。

- (3) 昨年台風や豪雨による被害から明らかになった課題を踏まえ、氾濫発生の高危険性が高い河川における河道掘削や堤防強化、ダムの建設及び事前放流やダム再生等による治水機能強化、砂防堰堤や遊砂地等の整備、内水浸水対策強化のための雨水貯留施設や下水道等の整備、円滑な支援物資搬送等に不可欠な緊急輸送道路等における無電柱化や斜面对策など、抜本的な風水害・土砂災害対策を講じること。

- (4) 発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震や首都直下地震などに備え、社会インフラ並びに住宅・建築物の耐震化や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤、海岸保全施設などの整備を推進すること。

- (5) 港湾機能の強化や高速道路等のミッシングリンクの解消による日本海国土軸及び太平洋新国土軸等の確立等、広域及び地域におけるネットワークの代替性・多重性

の確保・確立に必要な対策を積極的に実施し、広域的な視点での経済活性化と災害に強い安全・安心な国土づくりを進めること。

3 社会インフラの老朽化対策の推進・充実について

今後老朽化割合が急速に高まる道路・河川・砂防・港湾・海岸・公園・下水道等の社会インフラを適切に維持管理・更新するためには、長寿命化計画に基づき国、地方が一体となり、予防保全的な観点から継続的に取り組んでいかなければならない。そのため、点検結果により明らかになった要修繕箇所の対策を集中的に実施するために必要な予算を確保すること。あわせて、社会資本整備に影響を与えず、予防保全的な観点から地方が適切に維持管理・更新できるだけの必要な財源を安定的・継続的に確保すること。またその際には、地方財政への影響を十分考慮するとともに、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充によって地方へ確実な財源措置を図ること。

加えて、維持管理・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成などを含め、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

4 道路整備の推進等について

(1) 全国 14,000 kmの高規格幹線道路網の整備状況については、依然として大きな地域間格差やミッシングリンク、都市圏の環状道路の整備の遅れ等の課題があり、我が国の成長力・国際競争力を強化し、また災害に強い国土づくりを行うためにも、未開通区間の早期整備、環状道路の整備促進、三大都市圏間のネットワークの強化など、高速道路が国全体のネットワークとして機能するよう、国の責任において早期整備を図ること。

また、高速道路の暫定2車線区間は、速度低下や対面通行の安全性、大規模災害時の通行止めリスクといった課題がある。そのため4車線化については昨年9月に策定された「高速道路における安全・安心基本計画」に基づき、着実な推進を図るとともに、無料区間に関しても地域の意見を聞きながら、有料道路事業の活用も含めた検討を進めること。あわせて事故防止対策や逆走防止対策等、高速道路の総合的な安全対策についても計画的に推進すること。

(2) 高速道路の利用を促進し、利便性の向上や地域活性化、民間投資の誘発等を図るため、民間施設直結型も含めスマートインターチェンジやインターチェンジへのアクセス道路等について、補助制度や税制特例の活用等により地方への十分な税・財政支援を行うこと。

(3) 高速道路料金については、これまで首都圏及び近畿圏において、賢く使うための新たな料金体系が導入されたところであり、その効果検証を進めるとともに、環状道路を中心としたネットワーク整備の進展に伴い新たに発生する交通流動に対し、適切な経路選択が行われるよう、料金体系の改善を継続すること。

また、地方においても、利用者ニーズや必要なネットワーク整備のスピードアップも考慮し、引き続き料金体系の見直しを進めること。

- (4) ドライバー不足が深刻な問題となっている物流システムの効率化を図るため、高速道路での隊列走行等の新技術の開発や導入・普及に向けた検討を進めるとともに、新東名・新名神高速道路6車線化等の高速道路網整備や中核物流拠点等の基盤整備を推進すること。
- (5) 高規格幹線道路を補完し、幹線道路ネットワークを形成する地域高規格道路についても、整備推進を図ること。なかでも、隣接する県庁所在地間が高規格幹線道路で連結されていない地域や高規格幹線道路が欠落している地域については、東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ大規模災害の備えとしての観点から、大都市地域の環状道路等については、国際競争力を強化する観点から、高規格幹線道路と同様に、スピード感を持って整備を図ること。
また、地方が行う地域高規格道路の整備推進のため、補助事業による重点支援を行うこと。
- (6) 重要物流道路及びその代替・補完路については、昨年4月に供用中区間を対象とした指定が行われたが、事業中・計画中の路線を含めた追加指定にあたっては、引き続き、地域高規格道路等の既存ネットワーク計画の見直しを含め、地方の意見を十分に反映すること。
また、指定道路の機能強化及び整備推進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。
- (7) 無電柱化は緊急輸送道路等の安全性の確保に加え、景観形成・観光振興等の観点からも重要であり、都道府県が策定する無電柱化推進計画を着実に進めるために必要な予算を確保すること。
- (8) 幼い子どもが犠牲となった痛ましい交通事故等を踏まえ、未就学児等住民の移動経路の安全を確保するため、国においても交通安全対策を充実させるとともに、地方公共団体が行う安全点検や対策事業に対する技術的、財政的な支援を講じること。

5 港湾整備の推進等について

- (1) 我が国の成長力・国際競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾をはじめとする国際貿易のゲートウェイとなる港湾、地域の産業を支える港湾において、大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤、臨港道路はもとより、トラックドライバー不足等を背景とした国内フェリー・RORO航路の輸送力増強に対応した高効率のユニットロードターミナルや農林水産物の輸出促進に資する港湾施設等の整備を推進すること。
また、離島における安定した住民生活を確保するため、離島航路の安定的な運航を支える防波堤や岸壁等の整備を推進すること。
- (2) 官民連携による国際クルーズ拠点の形成を推進するとともに、地域の活性化に寄与するクルーズ船の受入のため、大型化に対応する岸壁などの旅客船ターミナル整備、クルーズ旅客の円滑な周遊や満足度向上に資する環境整備等を推進すること。

また、寄港地への高い経済効果が期待されるスーパーヨットの受入環境の整備を推進すること。

さらに、地域住民、観光客等の交流拠点となる「みなとオアシス」に対する支援制度の拡充を図ること。

- (3) 大規模地震や津波、高潮等の災害時に防護効果を有する防波堤や緊急物資輸送等の拠点として機能する耐震強化岸壁、広域的な経済・産業を支える石油化学コンビナート等が立地する地区の海岸保全施設の整備などを推進すること。加えて、民有護岸等の改良に対する支援制度の拡充を図ること。
- (4) 日本の港湾の生産性向上を図るため、AIを活用したオペレーション、荷役機械の遠隔操作や手続き等の電子化・省力化・効率化など情報通信技術を活用した港湾の整備を推進すること。
- (5) SOLAS条約を踏まえた港湾の保安対策を適切に継続するため、老朽化した埠頭保安設備の維持・更新に対する財政支援の拡充を図ること。

6 鉄道整備の推進について

- (1) 活力ある社会の実現、地域間における交流・連携の強化を図るため、整備新幹線については、国家プロジェクトとしての重要性を踏まえ、国と地方の負担のあり方など財源構成の枠組みの見直しをはじめ、地方の受益の程度を勘案した負担改善策を実施し、「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日 政府・与党申合せ。以下「政府・与党申合せ」という。）に基づき、早期完成・開業を図ること。
また、並行在来線の維持・存続のため地方の実態とニーズを踏まえ、政府・与党申合せに基づき、財源確保の方策も含め、幅広い観点から新たな仕組みを早急に検討し、所要の対策を講じること。また、線路使用料の算定方法を実態にあわせて見直し、支援を拡充するほか、経営維持のための運営費補助等の支援制度や、並行在来線とJR路線等を乗り継ぐことによる、利用者負担を緩和するための、乗継割引に対する財政支援制度を創設し、JRに対しても乗継割引制度の導入を指導するなど、並行在来線への財政支援策の充実を図ること。
加えて、並行在来線の経営分離については、地方公共団体の意向を十分尊重すること。
- (2) 災害時のバイパス機能やリダンダンシーの確保の観点も含めて、リニア中央新幹線や北陸新幹線の全線整備、地方創生回廊中央駅構想、青函共用走行問題の抜本的解決について、早期実現を図ること。
加えて、政府・与党申合せに基づき、整備新幹線の整備が進捗していることも踏まえ、基本計画路線についても、早期に整備計画路線へ格上げするなど新幹線の整備促進を図ること。
- (3) 国土の均衡ある発展の観点から、都市間を結ぶ幹線鉄道的高速化、相互連携及び安定輸送確保、鉄道未整備地域における鉄軌道の新規整備を図ること。
また、都市鉄道等の整備を促進し、鉄道輸送の強化に努めるとともに安全性確保・向上を図ること。

7 地域における交通の確保等について

- (1) バス路線、鉄道路線、離島航路・空路、タクシー等の地域公共交通は、住民生活や経済活動、地方創生に不可欠な基盤であるが、その将来にわたる維持・確保及び充実を図るため、地方公共団体や交通事業者の意見を踏まえ、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講じるとともに、補助制度の見直しについては、地域の実態に合うよう十分に配慮すること。また、地域公共交通の維持・確保に大きな影響を及ぼしつつある運転手不足の解消に向けた具体的な策を講じること。

また、JR北海道やJR四国、第三セクター鉄道をはじめ、地域公共交通を運行する多くの事業者は経営基盤が脆弱であることが多いため、安全輸送に必要な補修・点検のほか老朽化対策、防災・減災対策や機能向上、高速化に資する投資、経営の安定化、自然災害からの速やかな復旧に対する支援策を充実すること。特に第三セクター鉄道については、その多くが開業から30年以上経過し、車両や施設・設備の更新時期が到来していることから、更新が確実かつ計画的に実施できるよう、必要な予算の確保や財政支援の拡充等の適切な支援を講じること。

さらに、地域公共交通の維持・確保に資する、自動運転やDMV等の新技術の開発や導入・普及に向けた検討等を行うこと。特に高齢化や人口減少の進展が著しく、自家用車への依存度が高い中山間地域等での、自動運転をはじめとする新しいモビリティ・サービスの社会実装が円滑に進むよう、国による幅広い支援を行うこと。

- (2) 地域公共交通制度について、路線バスやタクシーなどの旅客自動車運送事業の許可権限の移譲や、公共交通不便地域の解消に向けた地方公共団体の取組に対する財政支援の充実など、地方公共団体が地域の公共交通の形成に主体的に関与する仕組みづくり及び必要な支援を検討すること。
- (3) 公共交通機関の利便性向上を図るため、交通情報のオープンデータ化の推進や交通系ICカードの導入、エリアをまたぐ広域利用のためのシステム改修、鉄道トンネル内等での携帯電話等の接続環境の向上など、事業者が行う投資に対する支援策を充実するとともに日本版Maasの早期実現と普及を図ること。
- (4) 内航フェリーやRORO船は、広域的な物流や観光交流を支え、モーダルシフトの受け皿、また、災害時の陸路に替わる輸送手段等としても期待されるなど重要な役割を果たしているが、高速道路料金の見直しやSOx規制強化に伴う燃料価格の上昇などに起因して、引き続き厳しい環境にあることから、航路の維持・確保に向けて支援策を講じること。
- (5) 高速乗合バス・貸切バスの安全対策について、運送事業者に対する指導に加え、バスの運転者の確保・育成と疾病対策、車両の安全対策、日本バス協会が実施している「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の活用など実効性のある安全確保対策を徹底すること。

8 航空路線の維持・充実等について

航空路線が全国各地の産業や経済及び住民の生活に果たしている役割、さらには我が国経済全体に及ぼす影響の大きさにも十分配慮するとともに、東日本大震災後の復

興や地方への誘客支援を図る観点、生活交通としての地域航空路線を維持可能なものとする観点からも、航空ネットワークの維持・充実、地方空港アクセス改善に対する支援制度の構築及び空港機能の強化について適切な対応を図ること。

9 観光振興対策の推進について

- (1) 観光先進国確立に向け、空港・港湾における訪日外国人旅行者の入国手続きについては、短時間のスムーズな入国審査をはじめとした手続の改善等を進めるとともに、受入体制の整備を促進すること。

また、クルーズ船の入港にあたっては、感染症対策等リスク管理も含め、事前に国が、国、寄港地、クルーズ船社等の役割など感染症対策の各港共通のルールを示すとともに、危機管理に関する積極的な対策を実施すること。

- (2) 令和元年に訪日外国人旅行者数が過去最高を記録したが、新型コロナウイルス感染症や自然災害などによる影響を受けた地域の回復、訪日外国人旅行者の今後の更なる増加や地方への誘客を図るため、風評被害対策及び安全・安心に係る正確かつ迅速な情報の発信や、令和2年度までとなっている訪日誘客支援空港への支援の継続や支援策の拡充、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡大、訪日個人旅行の促進、国際会議等MICEの誘致、送客元の多様化を図るなど、積極的な対策を実施すること。

- (3) 国内外から観光客を呼び込み、観光の力で「地方創生」に魂を吹き込むため、特に、急速に増加するアジアなどの訪日外国人旅行者の需要を確実に取り込む観点から、国際的に質の高い観光地の形成が必要である。

このため、マーケティング、戦略策定、プロモーション、商品造成等を一体的に実施する「日本版DMO」の形成・確立に対する支援に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度が創設される中、DMOについても、法的な制度も含めて、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できる制度の構築を図ること。

また、「住宅宿泊事業法」の適切な運用に対する支援、外国語併記の観光案内標識の設置促進、無料公衆無線LANの整備促進や規格の統一、観光施設や道の駅等のキャッシュレス環境整備、災害時の情報伝達など緊急時の対応、観光人材の確保・育成などの環境整備に取り組むこと。

- (4) 観光業は地域経済を支える重要な産業で、その中核施設である旅館・ホテルは災害時避難所としての機能も期待されていることから、耐震改修促進法の改正に伴う建築物の耐震設計・改修に係る費用について、特別交付税措置の更なる拡充など地方への財政支援を行うとともに、耐震改修工法の情報提供など総合的な支援策を講じること。

- (5) 交流人口を拡大し、地方の活力を高めるためには、それぞれの地方が持つ自然や歴史、文化等を活かした魅力ある新たな観光素材の発掘・磨き上げが不可欠であるため、その整備・拡充や観光周遊ルートの整備等を支援するとともに、快適な旅行環境の創出や観光地における渋滞解消等のための対策、さらには、サイクルツーリズムの推進を図ること。

- (6) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やワールドマスタースゲームズ 2021 関西をはじめとする国際的なスポーツ大会の開催を、訪日外国人旅行者の全国各地への誘導を通じた地域経済活性化の好機と捉え、大会開催中及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設するなど、「訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策」を積極的に講じること。
- (7) 国際観光旅客税については、DMO等の取組も含め、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。
- (8) 特定複合観光施設（IR）区域制度については、日本型IRに期待される高い政策効果を早期に発現させるため、法に基づく必要な手続を速やかに進めること。併せて、その趣旨が社会全体に正しく浸透するよう努めるとともに、カジノ事業に関しては、犯罪防止や青少年の健全育成、依存症対策等について、国として効果等を客観的に検証しながら最大限の施策を講じること。

10 過疎地域等特定地域の振興施策の推進について

- (1) 過疎地域、山村、離島、半島等特定地域の地理的、自然的特性を生かした自立的発展を図るため、関係省庁が連携して、地域の振興施策を推進すること。
また、現行の過疎地域自立促進特別措置法の期限終了後も、引き続き過疎対策を講じていくための制度を構築すること。
- (2) 平成 29 年 4 月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、課題に直面する地方の意見をよく聴き、特定有人国境離島地域の追加指定等の見直しを行うこと。
また、離島航路・航空路の運賃等の引き下げ、生活及び事業活動に必要な物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充や港湾、漁港、道路、ヘリポート及び空港の整備等、地域社会の維持に必要な支援措置の拡充を図るとともに、財政措置を講じること。

11 所有者不明土地等の対策推進について

人口減少等の進展に伴う土地利用の担い手の減少に伴い、土地利用に対するニーズが低下し、全国各地で所有者不明土地や管理不全の土地が増加している。

そのため、公共事業や被災地の復旧・復興など様々な場面で土地の取得・利用に多大な時間・費用・労力を費やしており、円滑な事業実施や土地利用の支障となっていることから、関係法令の改正や地籍調査を推進し、国の責任において所有者不明土地の発生予防及び利用の円滑化・適正化を図ること。

また、現在検討を進めている、所有者不明土地に関する土地所有権の放棄制度の詳細な設計にあたっては、引き続き、地方の意見を踏まえながら検討すること。

【社会保障関係】

社会保障は、国の制度と地方における取組が一体となってサービスが提供されている。持続可能な社会保障制度の構築のためには、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら取組を進めていかなければならない。

地方においては、それぞれが地域の実情を踏まえ、工夫を凝らしつつ、生活の質（QOL）の向上を図りながら社会保障に係る負担の適正化を図る取組とともに、働きながら子育てしやすい環境づくりなどの働き方改革や若者の就労支援など「支える側」を強くするための取組が行われている。全国知事会としては、人々の生活の質（QOL）の向上を図りつつ、社会保障制度の持続可能性を高めるとともに、社会に活力をもたらす「健康立国」の実現に向けて、地方は「地方の責任」をしっかりと果たしていくことを宣言した。あわせて、各都道府県の先進・優良事例をお互いに学び、幅広く横展開する取組を進めるとともに、「持続可能な社会保障制度の構築に向けた会議」により有識者のアドバイスを得て取組の深化を図り、また、国と地方による意見交換により横展開を進める上で課題等を共有するなど持続可能な制度の構築に向けて幅広い検討・議論を進めているところである。

国においても、全世代型社会保障検討会議を設置し、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、人生100年時代の到来を見据えながら、社会保障全般にわたる持続可能な改革を検討しているところであるが、そうした地方と方向性を共有し、お互いに信頼関係を保ちながら一体となって国としての役割による具体的な取組を進めるよう、次の事項について適切かつ真摯に対処するよう要望する。

1 地域医療体制の整備等について

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

ア 都道府県は、地域医療構想に基づき、2025年に向けて病床機能の分化・連携を進め、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に向け協議を進めている。

各地域において、持続可能な地域医療の体制を構築するため、構想実現に向けた議論を進めていくにあたり、既存の地域医療介護総合確保基金の活用も含めた財政支援を行うとともに、引き続き各地域における議論に対して技術的・専門的な支援を行うこと。

また、地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、救急医療等の実態に即して補助基準額を拡充するなど、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

あわせて、地域医療構想の実現に向けては、地域全体の医療の将来像について関係者間で地域の実情に応じて議論を行うことが必要であることから、地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、実質的な議論の内容を踏まえることとし、一律に進捗状況により評価することのないようにすること。

イ 新型コロナウイルス感染症の患者受入体制の確保など、国や都道府県からの協力要請に対し、迅速かつ柔軟に対応している医療機関をはじめ地域の公立病院の存在意義が実証されたことから、地域医療構想を進める上で十分に考慮すること。

ウ 感染症対応を想定したDMAT等医療従事者の育成や、緊急時に備えた資機材整備に

に対する支援を具体的に措置すること。

- エ 自治体病院等については、救急医療・へき地医療・精神医療など地域において重要な役割を果たしているその使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、引き続き実態を踏まえた必要な支援策の充実を図ること。
- オ 公立病院の再編・ネットワーク化については、病院事業債（特別分）の交付税措置の対象となる要件が令和2年度まで行われるものとなっているが、地域医療構想の実現に向けて、病床の機能分化・連携のための取組が一層推進されるよう、病院事業債特別分の交付税措置率引き上げ、適用期間の延長及び適用要件の緩和を図ること。
- カ 社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、昨年10月の引き上げに際し、配点方法を精緻化した上で引き続き診療報酬での補てんが行われることとされたが、引上げ後の実際の補てん状況について継続的に調査を行うとともに、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、必要な場合には速やかにかつ確実に対策を講じること。

(2) 医療人材の確保

- ア 国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法の改正を行ったところであるが、地方の医師不足の背景には、人口や社会資源等の一定の地域への集中という構造的な問題があるため、現行の制度・枠組みの下では、地域医療の維持・確保に限界がある。これまでの地方での医師確保の努力を毀損することなく医師不足・医師偏在の解消につながるよう、国が主体的に地域の実情を十分に踏まえた実効性のある対策を行うこと。
- イ 国はこれまで、近い将来に医療需給が均衡し、医師が過剰となることを前提に、医師偏在対策を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症が全国で拡大し、流行期に移行するようなことになれば、医師が多数とされる地域においても、医師や病床などが不足し、適切な医療提供体制を維持できないことが浮き彫りになってきていることから、感染症などの危機的事象が発生しても、住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域で必要な医療の供給量を再検証し、政策に反映させること。
- ウ 地域における医師不足や医師の偏在を抜本的に解消していくため、医師が少ない地域における一定期間の勤務を義務づけるなど、実質的かつ効果的な対策を講じること。
- エ 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革の影響等を十分考慮した上で、医師確保が必要な地域等に医師を配置・確保することを目的として増員された医学部臨時定員枠の在り方については、地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に検討を行うこと。特に地域の実情に十分配慮した上で、大学が地域と連携して医師の育成及び医師不足の地域・診療科への医師を派遣する役割を果たすことができるよう、地域枠の適正な運用を継続するとともに、恒久定員内での地域枠の設置を要件とすることなく、地域に必要な医師が十分に確保されるまで医学部臨時定員増を延長するなどの対応を行うこと。また、医師不足が顕著な地域における医学部新設もあわせて検討すること。
- オ 医師法の改正により臨床研修病院の指定権限が国から都道府県知事に移管されたが、一定水準の研修の質を担保するためには、国の関与が必要不可欠であり、引き続き都道府県に対する技術的支援を行うこと。
また、臨床研修募集定員の新たな算定方法では、定員数が大幅に減少する地域も

存在することから、医師偏在を助長することのないよう引き続き地域の実情に応じた調整を行うこと。

カ 都道府県が行う、医師の確保や偏在是正対策に対し、地域医療介護総合確保基金の充実や弾力的な活用を含む抜本的な財政支援を講ずること。

キ 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革による影響を考えれば、単純に医師の需給推計などで医師確保の取組を制限するのは適当ではない。仮に医師の需給推計など将来推計を行うのであれば、必要とされる医師数を適切に推計するとともに、その結果について事前に都道府県で検証できるようデータや計算過程の全てを明らかにして説明を行う等地域の理解を十分に得るようによること。

ク 医師の働き方改革については、医師の健康確保を図りつつ、医師不足による救急医療の縮小等を招くことがないように、また、都道府県に対し、一方的に新たな役割・財政負担が課されることのないよう、ブロック別に説明会や意見交換会の場を設けるなど、都道府県ごとに置かれている状況が違うことを踏まえ、都道府県と丁寧かつ十分に協議すること。

ケ 新たな専門医制度については、サブスペシャリティ領域の研修のあり方を含め、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することと併せて、都道府県に十分な情報提供を行い、その意見も踏まえ、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、必要に応じて運用の見直し等を行うこと。また、見直し等に当たっては、地方の声を聞くための仕組みを法定化した趣旨を尊重し、適切に意見照会を行うとともに、地方から提出された意見については最大限配慮するよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

特に、専攻医募集にあたっては、制度本来の目的を鑑み、研修の質を担保することについて十分な考慮をした上で、各都道府県知事の意見を十分に尊重し、専門研修制度の見直しが地域医療に影響を及ぼすことなく、地域の実情や新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえたシーリングの弾力的運用が可能な制度設計となるよう、日本専門医機構に強く働きかけること。

また、地域枠など従事要件のある医師が、当該都道府県以外の専門研修施設のプログラムに登録し地域枠などから離脱し地域医療の確保に影響を与えていることから、当該都道府県の同意なしに専攻医登録が行えないような制度を早急に構築するよう日本専門医機構に強く働きかけること。

コ 各都道府県における看護職員の需給推計に基づく取組を支援するとともに、医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄

国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、使用期限の経過により大量に廃棄処分されているため、新薬及び後発医薬品の出現により想定される「平時における市場流通量」並びに「パンデミック時におけるメーカーの放出能力」の増大等の環境変化を踏まえ、メーカー及び卸売業者による備蓄（流通備蓄）を増加させるとともに、行政備蓄の削減を図り廃棄処分を最小限にするよう、運用体制を効率化すること。

また、行政備蓄分は、国及び各都道府県がそれぞれで調達しているが、業務効率化や経費節減の観点から、国で一括購入し各都道府県に配分するなど、調達方法の抜本的な見直しを図ること。

2 医療保険制度改革の推進について

(1) 医療保険制度

- ア 将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度改革等を着実にを行うこと。
- イ 国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用状況を鑑み、不断の検証を行いながら国保制度の安定化を図られるよう必要な見直しを行うとともに、平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施することとし、その際に、特別調整交付金等の国保の財政制度の見直しが必要な場合には、近年全国で災害が頻発している状況を踏まえ、復旧に取り組む被災自治体の実情にも配慮したものとすること。
- ウ 国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を引き続き維持することとし、国民健康保険制度における保険者のインセンティブ機能を担うものとしては、「保険者努力支援制度」を有効に活用し、具体的に受益と負担の見える化に取り組んでいる都道府県への評価の在り方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。あわせて、インセンティブを強化する場合には、既存財源からの振替えではなく、国の責任において新たな財源を確保して行うこと。
- エ 保険者努力支援制度を抜本的に強化するために新たに設けられた「保険者努力支援交付金（予防・健康づくり支援）」については、その用途を国民健康保険に限定せず、結果として地方の医療費適正化に資する予防・健康づくり事業全般について、人件費を含めた体制整備等の取組に活用可能とするなど、地方の実情に沿った使い勝手の良い制度となるよう地方と協議を行うこと。
- オ 国が市町村に対し提供する市町村事務処理標準システムについて、これから導入に向けた検討・準備を開始する市町村が多いこと、導入時期が集中することでシステム導入を担う事業者が不足し、導入時期が伸びていくことが見込まれること等の事情を踏まえ、円滑な導入を推進するために、国において令和5年4月以降の導入に要する費用についても財政支援を行うこと。
また、同システムの導入を更に推進するため、国の交付金に係る申請データの自動作成など、システムの機能充実に取り組むこと。
さらに、同システムについては、都道府県単位の共同利用クラウドでの導入が推奨されているが、クラウドの構築に当たり、運用費用が高額となる場合があり、導入を見送る一因となっていることから、導入の推薦にあたっては、国の責任において、運用費用の低減策を講じること。特に、今後、地方区分・全国クラウドとなることで、スケールメリットの拡大による運用費用の低減が期待されることから、国において、地方区分・全国クラウド実現に向けた具体的な検討を行い、ロードマップを示すこと。
- カ 国の公費の見込額と実際の交付額の差や前期高齢者交付金並びに後期高齢者支援金等の精算制度が国保財政運営の不安定要因となっていることから、可能な限り正確な算出となるよう運用方法の見直しを行うこと。あわせて、財政安定化基金の取崩し要件を緩和するなど同基金の用途を拡大するとともに、不測の事態における財源不足に対応し、財政安定化基金に都道府県の財政規模に見合った適切な積立額を確保するため、必要な財政措置を講じること。
- キ 医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料軽減

措置の導入について、国の責任と負担による見直しの結論を速やかに出すとともに、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、あわせて、すべての子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

ク 後期高齢者の窓口負担の在り方の検討を始めとした医療保険制度における給付と負担の見直しについては、制度設計者である国の責任において、必要な医療への受診抑制につながるようなことがないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。

また、見直しにあたっては、医療費等の増加に伴う公費負担の財源については、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じ、持続的で安定的な制度とすること。

ケ すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

コ マイナンバーカードの保険証利用については、国の責任において国民及び医療機関への普及・啓発を進めるとともに、国民健康保険の保険者に負担を求める場合においては、その根拠及び運営に関する地方団体の権限などを明確にするとともに、明確な地方財政措置を講ずること。

（２）医療費適正化の推進

ア 国は、医療費適正化の推進についてその役割と責任を果たした上で、都道府県及び保険者が、医療費適正化の取組を円滑かつ効率的に実施できるよう、都道府県並びに保険者協議会におけるデータ分析・活用のためのノウハウやツールの提供等の環境整備、体制強化及び人材育成に係る必要な支援を行うとともに、医療費適正化の推進に向けて、先進・優良事例の全国展開を積極的に行うこと。あわせて、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。

イ 保険者協議会の運営を実効性のあるものとするため、協議会の運営や事業に要する財政措置は引き続き国の責任において講じること。

ウ 高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討するにあたっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

3 健康づくりの推進について

（１）健康長寿社会の実現

ア 健康長寿社会の実現に向けて、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

また、高齢者の保健事業と介護予防・フレイル対策を一体的に実施するため、保健指導等を行う保健医療専門職の確保及び資質向上の支援を行うこと。

イ 受動喫煙防止対策の強化については、制度の円滑な運用が可能となるよう、各省庁が連携して国民に対し制度の十分な周知を図るとともに、国において実施している受動喫煙防止対策助成金の対象・助成率等の拡充や相談支援業務の体制等を充

実・強化するほか、都道府県等に対し必要な財政的・技術的支援を行うこと。

ウ 国においては、令和2年度の保健医療データプラットフォームの本格稼働を目指し、データの利活用に向けた取組が進められているが、データを有効活用し、施策の企画立案に生かせるよう自治体ごとの地域課題の分析に必要な実績数値や推計式及びデータの分析例や活用方法の提示を行うとともに、人材育成等に係る支援を行うこと。

(2) 疾病の予防及び対策の推進

ア 難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

イ 小児慢性特定疾病患者についても、成人移行期支援として、医療提供体制の整備も含め、20歳以降も継続的に医療費助成が受けられるよう、必要な財政措置を講じること。

ウ 第3期がん対策推進基本計画に基づき都道府県計画を見直したところであるが、市町村において効果的・効率的ながん検診受診勧奨を実施するため、特定健診と同様に検診実施者の役割や検診対象者等を法的に明確に位置付けること。

あわせて、がん検診受診率向上のため、がん検診の実施者である保険者、事業者、検診機関及び市町村間での、職域におけるがん検診の対象者数や受診者数等の情報共有を可能とする体制の整備や仕事と治療の両立等各種取組が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

また、がんゲノム医療を必要とする患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう医療提供体制を早急に整備するとともに、がん医療の一層の充実強化のため、がん診療連携拠点病院の機能強化に向けた財政支援等の充実を図るとともに、ゲノム情報等のビッグデータを解析し、がん医療の質の向上につなげる体制の整備を確実に行うこと。

さらには、子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進と、ワクチンに関するエビデンスに基づく知識の普及を併せて行うことが効果的であることから、特に若い世代に向けたがん対策に積極的に取り組むとともに、都道府県の取組に対する専門的・技術的支援や、ワクチンについての知識の普及に要する経費への財政的支援を行うこと。

4 超高齢社会への対応について

(1) 地域包括ケアシステムの構築等

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療・介護の体制整備が急務となっているが、中山間地域や離島をはじめ、国民が住んでいる地域によって、提供される医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどに格差が生じることのないよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、基盤整備や人材確保のための支援を行うこと。

(2) 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組

保険者機能強化推進交付金及び令和2年度に創設された介護保険保険者努力支援交付金については、評価指標の判断基準を明確にするとともに、制度の運用については事前に地方と十分に協議を行い、意見を制度に反映させること。

また、適切な指標を設定し、PDCAサイクルに沿った取組を進められるよう、国が保有する介護関連のデータを都道府県が利活用しやすい環境を整備すること。

(3) 認知症施策の推進

誰もが同じ社会でともに生きる「共生」の基盤のもと、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、認知症の人と家族を社会全体で支える体制の構築や、地域の実情に応じた体制づくりに対する恒久的な財政措置に加え、若年性認知症の人達が就労の継続を含めた社会参加等、本人の力を最大限に活かせる環境整備を行うこと。

あわせて、認知症発症メカニズムの解明と予防や治療に関する研究開発を加速化するなど、国による認知症に関する研究・技術開発の促進を図ること。

(4) 介護人材の確保

ア 介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、国において介護職への理解促進とイメージアップを様々なメディアを活用するなど緊急にかつ財源を集中的に投下して実施し、学生や主婦、元気高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに、介護現場における魅力ある職場づくりを促進すること。

イ 介護事業者が円滑に外国人を雇用できるように、外国人介護人材の受入体制の充実を図ること。

ウ 更なる処遇改善を図り、効果検証に基づく継続的な制度改善を通じて、経験・技能のある人材を育成するとともに、生産性向上に向けた取組の好事例を全国に横展開させるなど人材の定着を促進する実効性のある施策を強力に推進すること。

(5) 持続可能な介護保険制度に向けて

介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

5 少子化対策の推進について

(1) 子ども・子育て支援施策等の充実・強化

少子化の克服は我が国における喫緊の国家的課題であることから、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援により、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、国は予算規模を拡充した上で、結婚支援センターの運営を含む複数年にわたる同一事業の対象化など地域少子化対策重点推進交付金の運用や、不妊・不育症治療への支援、子育て世代包括支援センターへの財政支援など、結婚及び子ども・子育て支援施策等の更なる充実・強化を図ること。

また、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施のため、地方に生じた新たな事務については、都道府県や市町村に過大な負担が生じないよう、国において必要十分な財源の確保と適切な措置を講じること。

(2) 待機児童解消に向けた受け皿整備

「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」に盛り込まれている待機児童の解消に向けた受け皿の整備については、国の責任において着実に推進するこ

と。

(3) 保育士確保と保育の質の確保等

保育士等の確保も厳しい状況にある中、受け皿の整備に伴い、更に多くの保育士等の確保が必要となることから、保育士修学資金貸付等事業を継続し、引き続き処遇改善や潜在保育士の再就職支援等を推進するほか、保育の質を確保するため、1歳児などの職員配置改善の早期実現や研修体制整備等に対する支援の充実に努めるとともに、処遇改善等加算の認定事務の簡素化や施設整備交付金の一本化などを進めること。

(4) 切れ目のない子育て家庭支援

保育所等を利用せず家庭で育児を行う世帯が多数いることから、全ての子育て世帯が負担軽減を享受できるように在宅育児世帯に対する支援制度・仕組みを構築するほか、多子・多胎児世帯やひとり親世帯等に配慮し、多子・多胎児世帯に有利な税制等の構築や、「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備や人員確保、民間による多様な放課後児童の居場所づくりを支援したり、利用料を無償化するなど、より一層の財政支援と経済的負担の軽減を図ること。

(5) 子どもの医療費制度

子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

(6) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇やテレワークなど柔軟な働き方の導入促進、日本版「パパ・クォータ制」の導入の検討も含めた育児休業制度の拡充など、男性・女性に関わらず多様な担い手による育児・家事参画の促進と、希望する誰もが就業でき働き続けることができる仕組みの構築など、キャリア形成に対する支援の拡充を図るとともに、社会全体で子育てを応援する機運の醸成に向けた施策を強化するなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進すること。

6 厳しい環境にある子どもたちへの支援について

(1) 子ども・家庭に応じた支援

令和元年11月の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実等、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図ること。

とりわけ、母子世帯は依然として厳しい経済状況にあることから、各家庭に応じた総合的な支援制度の創設など、ひとり親家庭施策の更なる充実に努めるとともに、養育費にいたっては、母子世帯の子ども約3割しか受け取れていない状況を踏まえ、実効性のある養育費確保方策を講じること。

このほか、「地域子供の未来応援交付金」の予算規模・対象事業の拡大、都道府県・市町村別の分析が可能な子どもの貧困対策に関する全国実態調査の実施、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習・生活支援についての国庫補助の事業費上限撤

廃・補助率引上げなど各自治体が行う子どもの貧困対策の充実のために必要な施策を講じること。

(2) 児童相談所の体制整備

増加する児童虐待に児童相談所が対応するため、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、児童相談所の体制及び専門性の一層の強化に向けた人材の確保・育成を図るとともに、そのための財政支援策を講じること。

(3) 都道府県社会的養育推進計画の実現に向けた支援等

平成28年改正児童福祉法及び「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえて各都道府県が策定した「都道府県社会的養育推進計画」の実現に向けてフォスタリング機関の設置等必要な財源を確保するとともに、施設等における人員配置の適切な見直しや人材確保なども含めた各自治体を使いやすい支援制度の充実を図ること。また、社会的養育推進の必要性及び里親制度について広く国民に対し周知すること。

7 障害保健福祉施策の推進について

(1) 障害者総合支援法等

ア 改正障害者総合支援法が平成30年度から完全施行されたが、地方の意見を踏まえた上で、運用の見直しや必要な財政支援等を講じること。

イ 医療的ケアが必要な障害児や重度の障害者への支援については、障害の特性や必要とされる支援の度合に応じて適切な対応ができるよう、障害者や地域の実情を踏まえた報酬の評価や、地方自治体における支援体制の整備や人材育成等の取組への支援、福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、財政措置を含め適切な措置を講じること。

ウ 福祉型障害児入所施設については、報酬単価を改善するとともに、実態を踏まえて職員の配置基準の引き上げを行うほか、基準を上回る手厚い職員配置をした場合の加算を障害者の配置加算に準じて創設すること。

エ 社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業等に要する十分な財政支援措置を講じること。

オ 手話言語法の制定のほか、障害者に対する多様なコミュニケーション支援の充実のための法整備を図ること。

カ 重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること。

キ 常時介護が必要な重度障害者については、日常生活と同様、就労中においても生活上の介助が必要であり、法定給付として受けられるよう制度化するとともに、国において確実に財政措置すること。

(2) 精神障害者の地域生活支援

ア 各自治体が可能な範囲で積極的に精神障害者の退院後支援を進められるよう、平成30年3月にガイドラインが示されたところであるが、都道府県等の円滑な運用に向けて必要な支援を行うとともに、精神科救急医療の体制整備等も含め財政措置を十分に講じること。

イ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進が求められているが、対策を充実させるための体制整備や必要な財政措置を講じること。

8 生活困窮者などの対策について

平成30年度に改正された生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の施行状況や国が実施した相対的貧困率の調査結果等を踏まえ、実効性のある貧困対策をより一層推進するため、財源を確実に確保するとともに、必要に応じ改めて制度の見直しを行うこと。

特に、生活保護制度については、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、生活保護基準の見直しによる生活保護受給者の生活に対する影響を検証するなど、不断の見直しを行うこと。

9 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域共生社会に向けた包括的支援等

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の最終とりまとめを踏まえた次期社会福祉法の改正等の検討に当たっては、福祉政策の新たなアプローチを実現するために、理念を広く周知し、具体的な制度を早期に提示するとともにモデル事業等による成果等を踏まえて、地方自治体の取組を支援するための重層的かつ恒久的な財政措置を行うこと。

(2) 退所者等の社会復帰等

本来、国の役割である矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰等を支援する取組については、地域生活定着促進事業に基づく取組はもとより、地方公共団体が実施する取組についても、着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。あわせて、再犯防止施策については、国において主体的に取り組むとともに、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で取組を進めること。

(3) ひきこもり支援

内閣府が実施した中高年のひきこもりに係る実態調査の結果を十分に分析した上で、39歳以下も含め当事者の状況に応じた支援体制の構築や地方の支援の実施等に係る必要な支援等を行うこと。

10 人権の擁護に関する施策の推進について

(1) 人権教育・人権啓発の推進等

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを悪用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

(2) 障害を理由とする差別及びヘイトスピーチの解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国による啓発・

知識の普及を図るための取組等をより一層推進するとともに、その施行状況について検討する等、実効性のある対策を講じること。あわせて、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向け、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

(3) 部落差別の解消

部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策について、その内容や国と地方の役割分担の考え方を示すとともに、相談体制や教育・啓発、地域交流等の拠点となる隣保館事業の充実に対する支援を含め、実効性のある対策を講じること。

また、同法第6条に基づき、国が地方公共団体の協力を得て行った部落差別の実態に係る調査については、調査内容や方法、公表時期等地方公共団体との情報共有を図ること。

(4) 様々な人権課題への対応

上記の新たに法が制定された人権問題はもとより、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、多様な性的指向及び性自認に対する理解促進等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところであるが、これらの人権課題の解消に向け、国において、その責任を果たすよう、実効性のある対策を講じるとともに、予算の充実確保や普通交付税・特別交付税の措置など、必要な財政措置等を行うこと。

【文教関係】

1 教育施策の推進について

(1) 第3期教育振興基本計画の推進、新学習指導要領の円滑な実施、少人数教育や特別支援教育の充実などの課題に対応するとともに、Society5.0という新しい時代の中で、地方創生を担い、日本の将来を支える人材が健やかに育まれるよう、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の更なる改善を着実に実施すること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講ずること。

特に、現在の教育現場は、いじめ等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加への対応及び教職員の働き方改革など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、新規採用教員の指導力向上が求められる中、国が示す初任者研修に係る定数配置では初任者への指導が十分にできないことが懸念される。

このような地方の実情を十分に踏まえ、国においては、これらの課題に対処できるよう、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や必要な財源の確保を図ること。

なお、急務となっている学校における働き方改革の推進については、教職員の定数改善を速やかに進めることはもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤーと教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。

あわせて、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、特別免許状を活用した教員や特定の分野を担当できる非常勤講師の登用、教員と一緒に子どもたちを教える補助者の授業への参加など、地域や企業などで活躍する多様な人材の知識や技能を学校教育に活用するために、様々な外部人材の活用に必要な財源を確保すること。

また、教員の子どもの向き合う時間や授業の質を高める教材研究の時間などを確保するため、統合型校務支援システム導入など学校現場における業務の効率化及び適正化に必要な取組を推進するとともに、その経費について地方の実情に応じた財政支援を図ること。

さらに、「GIGAスクール構想の実現」など地方において財政措置が必要な施策や地方の教育行政の運営に影響の大きい施策については、地方への情報提供を迅速に行うとともに、早期に地方と協議すること。

加えて、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることを定めた教育機会確保法の実効性を確保するため、教育支援センター、フリースクールなど、学校以外の多様な学びの場を充実させる取組を推進すること。

(2) 高等学校等就学支援金制度については、私立高等学校等の実質無償化の実現が図られたところであるが、年収区分を境に逆転現象が生じる世帯への支援などの更なる支援の充実については、国の責任において確実に実施すること。また、所得の判断基準の在り方や支給月数の制限、単位制高校進学者に対する支給制限などの課題に対応すべく、制度の更なる拡充・見直しを図ること。

高等学校等修学支援事業については、事務費も含め、安定した財源の確保を図り、全額国庫負担により実施すること。特に、低所得世帯に対する奨学のための給付金制度については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行うこと。

また、上記の2つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うこと。

さらに、私立小中学校の児童生徒に対する経済的な支援策について、国において実施する実証事業の結果を踏まえ、幅広く検討を行い、恒久的な制度化及び充実を図ること。

あわせて、高等学校専攻科の生徒への修学支援の制度については、全額国庫負担により措置されるよう支援の拡充を図ること。

- (3) 幼児期における教育によって育まれる非認知的能力や語彙力、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与え、人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の更なる質の向上と人材確保の取組、環境整備の充実を図ること。
- (4) いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等の組織の運営、いじめ防止対策の調査研究等、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- (5) 大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っていることから、単に人口の減少をもって大学の規模や地域配置を論じることなく、産学官の連携を深めながら広く議論するとともに、以下の点に配慮した施策を行うこと。
 - ・多様な分野で地域に貢献している大学が、地域の中核的な高等教育機関として、安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金や基盤となる施設の老朽化対策等に係る施設整備費補助金、公立大学における地方交付税措置、私立大学に対する助成の拡充などの財政支援の充実を図ること。
 - ・大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資を拡大するとともに、大学の地方移転に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講ずること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に着した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組を支援する取組を拡充すること。
 - ・平成27年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、支援対象者の要件について内容や例示等を見直し、地方が必要とする幅広い人材を対象とするよう拡充するとともに、地方公共団体への財政支援を更に充実させること。
 - ・大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業について、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など制度の拡充を図ること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経

- 費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。
- ・職業教育の推進のための施策の一つである専門職大学等については、地域社会のニーズに即応する優れた専門技能と新たな価値を創造することのできる専門職業人材の養成、さらにリカレント教育を担う場となることも期待されることから、その運営に関しては、十分な財政支援措置を講じること。
 - ・高等教育の修学支援新制度における私立専門学校に係る機関要件の確認等に要する事務費については、令和3年度以降も事務が生じ、地方に相当の負担がかかることから、引き続き全額国庫負担により措置すること。

(6) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設は、将来を担う児童生徒の学習・生活の場であるだけでなく、災害時には地域住民の避難所としても使用される施設であり、その安全性・機能性の確保は非常に重要である。国は、学校施設や社会教育施設等の耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を着実に実施できるよう必要な財源措置を行い、補助要件を満たす事業については、必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や改修などについて公共施設等適正管理推進事業の延長を含めた地方財政措置の充実を図るとともに、私立学校施設についても、耐震改築事業費補助制度を延長・拡充するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。その際、耐震性や劣化状況に係る点検が完了していないものもあることや近年の建築単価の高騰等を勘案し、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

また、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。

特に、空調設備の整備について、高等学校・中等教育学校（後期）においても着実に実施できるよう、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政措置を行うこと。

(7) Society5.0 という新たな時代を担う人材の教育にふさわしい環境を速やかに整備するため、GIGAスクール構想の実現に当たっては、事業を実施する地方公共団体や学校法人に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずること。あわせて、教員のICT活用指導力の向上を推進するための指導体制の充実や学校ICT化の技術的支援を継続的に行うこと。また、学校が保有する機微情報に対する不正アクセスの防止等の十分なセキュリティ対策を講じることが不可欠である。学校の情報セキュリティ対策を強化するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を確実に講じることができるよう、必要な財源措置を講じること。

(8) 社会教育施設は、住民主体の地域づくりや持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や地域の幅広い情報発信拠点として、地域住民の多様なニーズに応える取組を推進していく必要があることから、地方公共団体だけでなく様々な団体、住民が連携・協働し、多彩で創造的な取組を進められるよう支援すること。

学校図書館・公立図書館等を通じて、児童生徒や地域住民が多様な書籍や新聞・雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有するなど、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、司書の配置や資料、施設、

設備の整備に係る国の財政支援を拡充すること。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」に基づき視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備や、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援等について国の財政支援を拡充すること。

- (9) 開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会を推進すること。また、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催経費及び選手派遣のための経費について、応分の負担を行うこと。

2 地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

- ・世界各国から高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するなど、地域の特性を生かした先端産業を中心とした新たな産業集積圏域を創設すること。
- ・広域的な産学官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の産学官連携に不可欠なコーディネーターを長期安定的に確保するための制度を創設すること。

3 地域における文化芸術の振興について

- (1) 新たな文化の創造や地域に根ざした歴史文化の保存継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動への支援を充実・強化すること。

地域における文化芸術及び歴史文化資源の情報発信の拠点となっている文化会館及び博物館等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化への対応などの長寿命化や機能向上につながる施設の改修など、その整備・充実に必要な財政支援を拡充すること。

- (2) 地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、国は、都道府県の「文化財保存活用大綱」の策定及び市町村の「文化財保存活用地域計画」の作成や、それらに示された保存活用事業の推進、耐震対策を含む文化財の保存整備、活用に関する施策の実施に要する費用に対し、財源措置を拡充すること。

4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツイベントの振興について

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やワールドマスターズゲームズ2021関西、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベントについては、観光振興、日本文化の発信、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における機運

醸成に取り組むとともに、大会開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、高齢者や障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。さらに、そのレガシー（遺産）を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

なお、オリンピック聖火リレーについては、延期に伴って自治体に追加の財政負担が生じることはないよう、国において必要な財源措置を講じること。

- (2) 日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的なスポーツイベントの競技会場の整備や既存施設の国際水準の確保等、創意工夫ある取組を一過性に終わらせることなく継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。
- (3) 東京 2020 パラリンピック競技大会を契機として障害者スポーツの裾野拡大を図る観点から、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うとともに、パラリンピック競技をはじめ障害者スポーツに関する積極的な広報を引き続き推進すること。
- (4) 日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、スポーツイベントを契機とした様々な文化プログラムの取組への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を支援すること。
- (5) 海外選手等の国内での長期キャンプを可能にするため、国内在留資格を緩和するなどの対策を実施すること。

【環境関係】

1 地球温暖化対策及び気候変動適応の推進について

- (1) 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」における最終到達点としての脱炭素社会の早期実現を目指し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進すること。

また、パリ協定の目標達成に向け、国みずから2050年二酸化炭素排出実質ゼロの目標を掲げ、その目標を目指す先進的な動きが広まるよう、国として技術革新等に率先して取り組むとともに、地方公共団体、事業者、NPO等の取組を後押しするなど、国を挙げて温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。

- (2) 気候変動の影響による国民の生命、財産及び生活、経済等への被害を最小化、迅速に回復できる社会の構築に向けて、気候変動に対する国民の危機意識の共有を図る取組を強化するなど「気候変動適応計画」を実効性のあるものとし、適応策を強力に推進すること。

あわせて、地域における適応の取組を促進するため、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定や実行、地域気候変動適応センターの整備、運営等について、国において十分な財政措置を講ずるとともに技術的援助の強化を図ること。

- (3) オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から重要な課題であるフロン類の排出抑制について、第一種特定製品廃棄時のフロン類回収率がいまだ低迷していることから、国は回収率向上のための施策を着実に推進するとともに、改正されたフロン排出抑制法が確実に実施されるよう都道府県への支援を行うこと。

また、フロン類使用製品からのフロン類の漏えいを防止するため、国は事業者向けのみならず、広く一般国民に対して法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。

あわせて、ノンフロン製品への転換を加速化させるため、技術開発や普及のために必要な措置を講じること。

- (4) 自動車交通に起因するCO₂排出量の削減は、気候変動対策として極めて重要であることから、自動車からの環境負荷低減に関して、低公害車の普及を一層促進するとともに、電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、規制緩和、既設充電設備の更新を含むインフラ整備などについて、総合的な支援策を講ずること。

2 大気環境保全対策の推進について

- (1) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、生成メカニズム等の高度な解析による総合的かつ広域的な対策、越境大気汚染に対する技術協力の強化、常時監視体制の整備のための都道府県の負担についての必要な支援、疫学的知見の収集、国民に対する幅広い情報発信といった対策を着実に実施し、国民の健康への不安の解消を図ること。

- (2) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響などが示唆されていることから、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講ずること。
- (3) 自動車NO_x・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側での対策が着実に進むよう「大気環境配慮型SS認定制度」の普及拡大など、財政支援を含め必要な措置を講ずること。
- 特に、都心部に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収に対応する機器が早期に市場投入されるよう、メーカーに更なる技術開発を促すなど必要な措置を講ずること。

3 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について

- (1) 廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県、市町村等が役割分担の下、取り組んできているが、災害廃棄物の処理も含め、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。
- (2) PCB廃棄物について、処理の安全性を確保するとともに、早期処理に向けて実効性のある処理促進策を実施すること。
- ・高濃度PCB廃棄物の処理事業については、地元の理解と協力の下に成り立っていることを踏まえ、法に定めるJESCOの各事業所の処分期間内で、地元自治体の負担に配慮し、一日も早く完了できるよう、政府は一丸となって取り組むこと。また、JESCO北九州が担当していた区域（中国、四国、九州、沖縄）の高濃度PCB廃棄物のうち、廃PCB等、廃変圧器、廃コンデンサー等については平成31年3月31日で特例処分期限日が終了したが、その後存在が判明した廃棄物について、早期に処分できるよう具体的な対応策を示すこと。
 - ・「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の一部改正により発生する事務の執行及び高濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。特に、行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、代執行及びその後の求償事務に係る人件費も含めた財政的支援の仕組みを確実に講ずること。
 - ・低濃度PCB廃棄物の処理について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、処理体制の充実・多様化を図るとともに、正確な全体像を明らかにすること。また、期限内の処理を確実にを行うため、処理費用等に対する助成制度を創設すること。
 - ・さらに、使用中の低濃度PCB含有製品をはじめ法で明確に使用廃止期限が定められていないものについて、計画的処理ができるよう国において早急に検討を行うこと。
 - ・PCB廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用し

た積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

- (3) 近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理案件の新規発生は減少傾向にあるものの、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。このため、産業廃棄物適正処理推進基金については、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

なお、令和4年度末で失効する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく特定支障除去等事業についても、国の財政支援を継続すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

- (4) 拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行の各種リサイクル法が適用されない使用済みの太陽光パネルなどの製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及を図ること。

特に、世界的課題である海洋プラスチック問題や国内での廃プラスチックの滞留問題等の観点から、プラスチックごみの削減につながる取組の強化、プラスチックの3Rや再生可能資源への転換を図るとともに、使用済みのプラスチック等の省CO₂リサイクルシステムを構築すること。

また、G7富山環境大臣会合で合意された「富山物質循環フレームワーク」を推進するため、食品ロス・食品廃棄物対策や電気電子機器廃棄物(E-waste)の管理など、資源効率性向上・3R推進への国の積極的な取組や地方公共団体への支援の充実に努めること。

4 海洋ごみ対策の推進について

海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、海岸漂着物等（漂流・海底ごみも含む）の回収・処理等への支援制度については、十分な予算を確保するとともに、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合を含めて、国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改善すること。

なお、地域的な対策を地方公共団体が行う場合であっても、海洋ごみの回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講ずること。

さらに、世界的にも問題となっている海洋環境におけるマイクロプラスチック（微細なプラスチック）ごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。

5 生物多様性保全対策等の推進について

- (1) 生物多様性の保全及び持続可能な利用については、第15回締約国会議（C O

P15)で採択予定の「ポスト2020目標」を達成するため、次期生物多様性国家戦略では、施策を充実し積極的な推進を図るとともに、各地域においても国と連携・協働して総合的な対策が推進できるよう、生物多様性地域戦略改定やそれに基づく取組に必要な支援を盛り込むこと。

特に、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化を図るとともに、種の保存に関する対策を進めること。

また、多様な主体による取組が積極的になされるよう、国民や事業者に向けた効果的な広報・啓発活動を行うこと。

- (2) 攻撃性が強く、人体にとって危険な生物であるヒアリをはじめとした特定外来生物の海外から国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。

特に、定着国等からの貨物により侵入する可能性が高いことから、海外での貨物輸出時における予防的防除が徹底されるよう関係国、関係者に働きかけること。

また、国が主体となり、関係地方公共団体とより緊密な連絡調整の下、侵入予防、特定外来生物が確認された際、速やかな駆逐及び注意喚起を行う全国的な情報共有の仕組みの構築など、発見から防除について財政支援を含めた継続的な対策を講ずること。

- (3) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大し、高山植物の食害等の自然生態系への影響や市街地に出没することによる人身被害も発生している中、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の実効性を確保し、鳥獣管理の一層の促進や捕獲個体のジビエ等の利用拡大を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の一層の拡充や特別交付税措置、生活被害・人身被害の防止対策への支援など、なお一層の鳥獣対策の充実・強化を図ること。

- (4) 国立公園及び国定公園については、国、都道府県及び市町村等関係者が一体となってさらに利用を推進していく必要があるが、公園の利用拠点において廃屋化した建物が景観を著しく損ねていることから、廃屋撤去の一層の促進に向け、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の対象に国定公園を加えるほか、景観の改善促進に不可欠である電線類の地中化に対する支援を新たに同事業の対象とするなど、受入れ環境の上質化に向けた対策を推進すること。

6 アスベスト対策の推進について

今後、アスベストが使用された可能性のある建築物の大量解体が見込まれている中、改正大気汚染防止法の施行に伴うレベル3のアスベスト含有建材の規制対象への追加により、立入検査等を行う都道府県の役割は一層大きくなっている。そのため、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、以下の対策により、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

- ・事前調査の方法、レベル3のアスベスト含有建材の除去における飛散防止対策、特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認方法、除去作業が適切に行われたことの確認方法などについて、マニュアル等で明確に示すこと。
- ・アスベスト対策を専門とする人材の一層の育成・確保を図ること。

- ・地方公共団体に対して、石綿漏えい監視等に関する技術講習会等の実施に要する費用に対する十分な財政措置を講ずるとともに、レベル3のアスベスト含有建材が使用された建築物等の解体等工事への立入検査等の増加に伴う経費に対して財政措置を講じること。
- ・建築物等のアスベストの有無についての事前調査やその除去等を促進するため、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。
- ・電子報告システムの構築に当たっては、地方の実態を十分に踏まえて設計すること。
- ・改正大気汚染防止法の内容について、国民や事業者への周知を十分に行うこと。
- ・石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、制度の見直しが生じた場合は地方公共団体に費用負担を求めないこと。

【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化や再生可能エネルギーの大幅な増加など脱炭素化に向けた世界の動向を踏まえ、早期に長期エネルギー需給見直しを見直し、今後の具体策を明らかにした上で、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、あらゆる技術や資金等を有効に活用しながら、地球温暖化対策の推進等に留意し、地方の意見を十分に反映させ、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) エネルギーシステム改革の着実な実行

電力及びガス市場の自由化に向けたシステム改革については、電力及びガスの低廉かつ安全で安定的な供給を大前提として、へき地や離島を含めたユーザーの利益に最大限配慮しながら着実に実行すること。

また、消費者の利益に最大限配慮した上で、新電力事業者の公平な市場参加を図るため、ベースロード電源の市場への供出について適切な運用を図ること。

さらに、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定等に用いるため、電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの都道府県別電力需要実績等の情報について、国の主導により各都道府県へ開示する仕組みを作ること。当該実績を開示できない場合は、小売電気事業者ごとの当該実績を踏まえた各都道府県域の電力排出係数を開示すること。

(3) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

また、電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、原子力発電所の廃炉が行われる関係地方公共団体が新たな産業や雇用を創出できるよう、廃炉プロセス完了までの財源の確保、また長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

さらに、令和3年3月に失効する「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」を期限延長するとともに、財政支援制度を拡充すること。

加えて、令和2年度末をもって多くの発電施設が交付期限を迎える水力発電施設周辺地域交付金について、水力発電施設周辺自治体の持続的な発展と振興のために、交付期間の恒久化を図るとともに、交付単価及び最低保証額の引き上げ等の交付水準の改善を図ること。

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大

太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上や災害に強い「自立分散型電源」確保の観点からも重要

であることから、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、意欲的な導入目標を設定するとともに、「固定価格買取制度」及び本制度から移行する市場連動型新制度の適切な運用・制度設計、情報開示の徹底、規制緩和、各地域の創意工夫を活かした再生可能エネルギー発電設備の優先接続、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充、事業者による適正な管理の一層の推進、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進、固定価格買取期間満了後の事業継続・再投資の促進等の措置を講じ、引き続き導入拡大を最大限加速させること。

特に、多くの地域で系統接続量が限界に達し、新たな再生可能エネルギー発電所設置の障害となっている現状を重く受け止め、速やかな系統連系対策や出力変動対策の強化による接続可能量の更なる拡大、発電量の正確な把握のための基盤整備や系統運用方法の見直し等を推進すること。

また、固定価格買取制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

さらに、各都道府県が区域ごとの再生可能エネルギー発電出力や再生可能エネルギー電力需要量を定期的に把握し、再生可能エネルギーの普及拡大の取組を計画的に進めることができるよう、国において、各都道府県が電気事業者等の保有する情報の提供を受けて活用することのできる仕組みを構築すること。

(5) 再生可能エネルギーの地域との共生

発電設備の設置に当たって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の国への報告を義務付けるなどの法整備を図るとともに、地元自治体の意見を反映させるなどの仕組みを早期に構築すること。

また、地域住民の理解を得ないまま設置を進めることのないよう、国が責任を持って事業者を指導すること。さらに、関係法令等に係る必要な手続きの完了を適時適切に確認すること。

また、「固定価格買取制度」終了後、事業者の経営破綻時などにおいて、太陽光パネルや風力発電設備等が放置されるおそれがあることから、管理及び撤去、処分が適切かつ確実に行われるよう、廃棄費用積立制度など実効性のある仕組みを早期に構築し、実施すること。

さらに、再生可能エネルギーを活用した発電設備が安全かつ長期安定的に稼働されるよう、風水害等に備えた設置者による対策の徹底や、小出力発電設備に関する電気事業法上の規制強化等を図ること。

(6) 再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域社会との共生が図られ、地域に根ざしたエネルギー資源となる「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、地域の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができるようにするとともに、地域新電力がその規模に応じたFIT電気を調達することができる環境を整えるため、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じること。

また、地域における長期・安定的なエネルギーとして活用していくため、蓄電池等を組み合わせた自家消費の推進や地域資源であるバイオマス燃料の安定確保のための環境整備を図ること。

(7) 水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

「エネルギー基本計画」において、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されると位置付けられた水素エネルギーの全国的な普及・導入拡大を加速させるため、水素の製造から貯蔵・輸送、利用にいたるサプライチェーンを見据え、「水素基本戦略」に基づく技術開発・実証研究や規制改革、燃料電池自動車や燃料電池バスをはじめとする水素アプリケーションの普及促進、インフラの整備等を着実に進めること。特に、モビリティにおける水素利用の中核となる水素ステーションの普及を全国的に促進するため、その整備・運営等に対する支援を強化すること。とりわけ、補助金交付までの多額の立替払いが負担となる中小企業への概算払い等の支援を講じること。加えて、技術開発の動向などを踏まえ、安全確保を前提とした公道等との隔離距離の短縮や事業者負担の軽減など必要な規制見直しを検討すること。

また、燃料電池バスの導入促進に向けた支援を継続・強化するとともに、導入後の負担増に対する支援にも取り組むこと。

さらに、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素や地産地消エネルギーである副生水素の利活用などについて、広域的かつ戦略的な取組を推進する自治体と十分連携するとともに、先駆的な取組を推進する自治体を支援するための財源措置を講じること。

(8) 海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向け、調査研究成果の評価や有望技術の特定を踏まえた生産システムの検証などの取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元で経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備等への財源措置を講じるとともに、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域の指定に当たっては、地方公共団体が既に設定している洋上風力発電に適した候補海域や、環境への影響、世界遺産等の価値に関わる景観上の影響等に十分配慮すること。また、その後の環境影響評価法における配慮書段階の手続きに当たっては、促進区域の指定において受けた意見との整合を図ること。

さらに、公募占用指針に定める供給価格上限額の設定に当たっては、漁業協調や地域振興の実現など、洋上風力発電と地域との共生が十分に図られる水準となるよう考慮するとともに、特に漁業協調の観点では、促進区域内における漁業操業や魚礁設置等について極力制限を行わないこと。

加えて本法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備について、管理及び撤去、処分が適切かつ確実にされる仕組みを作るとともに、市町村の境界がない海域において、発電設備に係る固定資産税の課税が円滑に行われるよう、課題を整理し、国として、適切な助言等による支援を行うこと。

(9) エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、以下の取組をはじめとしたエネルギーに係る多様なインフラ整備や広域的な燃料供給体制構築に向けた取組について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に実施すること。

- ・地域間連携線等の広域的な電力系統の強化
- ・天然ガスの広域的なパイプライン網整備、タンクローリー輸送に対するLNG輸入基地の第三者利用、国家備蓄対象化及び枯渇ガス田を利用した貯蔵
- ・石油製品の国家備蓄分散化、輸入LNG気化ガス貯蔵での枯渇ガス田の利用
- ・燃料電池自動車等によるV2Xの普及促進等

2 電力需給対策等の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、改修、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてLNGの安価な調達、シェールガス輸入等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため、地方公共団体と緊密な連携のもと、積極的な啓発活動を行うとともに、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直し等、引き続き実効性のある節電対策を講じること。

(3) 省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、省エネ性能に優れた建築物の新設や既存建築物の省エネ改修等に対する支援を継続・強化すること。

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模・広域・複合災害対策の推進について

南海トラフ地震・首都直下地震をはじめ、いつどこで発生するかわからない大規模・広域・複合災害に対して、「想定外」という事態を繰り返さないためには、過去の災害や復興対策から得た教訓等を最大限生かさなければならない。

政府の地震調査委員会が公表した南海トラフ地震の30年以内の発生確率は「70～80%」であり、首都直下地震等も含め、刻一刻と国難レベルの巨大地震の発生が迫っており、国力を最大限投入するための体制の整備が必要となっている。

また、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風や東日本台風等被害など、最大規模の風水害が連続している状況から、大規模風水害は毎年発生すると認識し、風水害対策を加速することが急務である。

大規模・広域・原子力複合災害である東日本大震災は、その発生から10年目を迎えて、復興が着実に進展している一方で、復興の完了と自立に向けて地域ごとの復興の進捗状況等にばらつきがみられることから、これからも息の長い支援を継続する必要がある。

このため、大規模・広域・複合災害への備えから復旧・復興までを見据え、事前復興や再度災害防止の観点も交えた対策の強化・充実を図ることが急務となっている。

については、国、都道府県、市町村、事業者、医療・福祉関係機関、NPO、住民等全ての主体が力を結集し、あらゆる災害に負けない国を創り上げることができるよう、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 「復興・創生期間」後の防災・減災体制の確立

国民の生命・財産を守る防災・減災対策及び国土強靱化を強力に推進するため、大規模災害に備え、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、災害への備えから復旧・復興までの一連の対策を担う体制を整備し、それを指揮する専任の大臣を置くこと。

また、複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

(2) 防災・減災対策推進のための包括的な財政支援制度の創設等

大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮、国土強靱化をめざし、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据え、自由度の高い施設整備交付金の創設など、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。

また、平成30年度に発生した災害の課題を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が3年間で集中的に実施されているが、今後も防災・減災対策を着実に推進するため、必要な制度を構築し対象事業の拡大及び要件緩和を行い、当初予算において別枠で十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、補正予算においても積極的に措置すること。併せて、地方自治体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対しても財政措置を実施するとともに、中長期的な視点で取り組むべき防災対策について、3か年の緊急対策の対象事業を拡大するとともに、その後も必要な予算・財源を安定的に別枠で確保し、さらに国土

強靱化の取組が加速するよう、今後の制度設計に際して十分に配慮すること。国土強靱化地域計画に基づく取組等に対する関係府省庁の支援について、令和3年から実施が検討されている地域計画の要件化に当たっては、東日本大震災や令和元年東日本台風等をはじめとする大規模災害の被災自治体に配慮すること。

さらに、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

また、令和3年3月31日に期限が切れる「地震防災対策特別措置法」第4条の適用期間を延長すること。

加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(3) 大規模災害を想定した事前復興制度の創設

事前復興の取組を推進するため、災害対策基本法等の法令に事前復興を位置付けること。

特に、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が想定されている地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前からの復興体制、復興方針・計画、復興ビジョンの検討などのソフト対策、また、円滑な高台移転や津波防災地域づくり、区分所有物件の修理・再建などのハード対策等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう、事前復興を進めるための法整備や制度設計を行うこと。

また、復興法に基づく発災後の財政措置と同様に、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。

(4) 南海トラフ地震・首都直下地震の特別措置法等に基づく施策の迅速な実施及び予算措置

南海トラフ地震及び首都直下地震の特別措置法等に基づき、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱による具体的かつ実効性のある施策の迅速な実施及び国の応急対策活動の具体計画を踏まえた防災拠点の整備・機能向上に係る予算措置等を行うこと。

特に「特別強化地域」や「ゼロメートル地帯」など、被災リスクの高い地域において、緊急性の高い対策に重点化し、短期集中的に推進できるよう、既存交付金の充実や、新たな財政支援制度を創設すること。

さらに、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始される中、事前避難等の防災対応を実施するにあたり、その実効性を担保するため、事前避難段階から災害救助法が適用されることを明らかにし、災害救助法の適用対象を拡充すること。また、法の適用経費について確実に財政措置を行うとともに、適用外経費についても財政支援を行うこと。特に、避難誘導や避難所を開設、運営する市町村の財政負担を軽減するための仕組みを充実させること。

併せて、住民が正しい理解のもと適切な行動を取れるよう、国においても地方と協力して丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体を実施する啓発をはじめとした対策に対して人的・財政的な支援を行うこと。

また、南海トラフの東側又は西側で地震が発生する「半割れケース」において、後発地震にも対応できるよう、「具体的な応急対策活動に関する計画」を早期に見直すこと。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特別措置法を、南海トラフ地震等の特別措置法と同等の法整備により、財政支援を強化すること。

加えて、産業・雇用の中核であり、災害時にも重要な役割を担う石油コンビナートや石油・ガス貯槽基地における民間事業者の防災投資の取組に対する技術的・財政的支援を充実、強化すること。

(5) 医療資源が絶対的に不足する事態を回避するための大規模地震時における医療救護体制の強化

南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震が発生すると、広範囲で多数の負傷者が発生するなど、医療需要が急増する一方、供給面をみると、水道や電気、ガスなどのライフラインの寸断や医療機関の損壊等により医療の供給が急減する。

その際には、地震の揺れや津波などにより道路などのインフラが寸断され、傷病者の後方搬送や外部からの支援もすぐには望めない状況となる。この厳しい環境の中でも負傷者の命を救うため、被害想定などの定量的な分析を十分に行うとともに、被災地外からの支援が到着し併せて搬送機能が回復するまでの間、被災地域の医療資源を総動員する体制づくりを計画的に進められるよう、災害拠点病院だけでなく、すべての病院を対象として、耐震化や非常用電源設備、給水設備の整備に対する補助率の嵩上げ等、財政支援を充実させるとともに、業務継続計画（BCP）の策定などの取組に対する支援や、災害拠点病院の指定要件追加に対応するための経過措置、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の動作機能の向上等、必要な配慮を行うこと。

また、令和元年6月に災害拠点精神科病院の整備について通知されたところであるが、災害拠点精神科病院の整備を進めるにあたり、診療報酬への加算等のインセンティブの導入について検討すること。

さらに、分析した被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を養成し、被災地外から早期かつ大量、継続的に投入できる体制の構築や、孤立地域に医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制の整備など、国を挙げて人的・物的支援機能を強化すること。併せて、災害時に活動する医療従事者等の補償の充実を図ること。

(6) 包括的な適用除外措置の創設等

既存の法律や政省令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設すること。また、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化及び資金使途や期間制限等の撤廃など、必要な見直しを行うこと。

(7) 広域応援・受援体制の構築

地方自治体の行政機能喪失を想定した水平補完を基本とする支援、支援物資の調達・輸送・配分、広域避難者の受入及び情報収集・共有などの広域応援・受援体制については、東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえるとともに、地方の意見も十分に把握し、府省庁間の縦割りの是正や国と地方の役割分担の整理をすること。また、海外支援を積極的に活用するための協力体制を整備すること。

特に、熊本地震の教訓や平成30年7月豪雨による教訓を踏まえ、国・都道府県間で運用されていた物資調達・輸送調整等支援システムが令和2年度から市町村の情報も共有できるよう機能強化されたが、各自治体が先行して導入している各災害関連システムとの自動連携の検討や、物資調達・輸送関連事業者も使用可能とする

など、全国に共通するシステムとして実効的に活用されるよう、今後の機能強化も含め、適切な運用と活用の推進を図ること。併せて、当該システムを使用するための端末配備が難しい自治体に対して、端末配布や購入補助制度創設などの支援を検討すること。

(8) 応援職員等の広域応援・受援体制の確立

被災自治体の災害対応を支援する保健・医療・福祉・行政等の専門的な応援体制の確保について法制化等も含めて制度の充実や整理を図ること。また、被災自治体の状況を考慮して「被災市区町村応援職員確保システム」を円滑かつ柔軟に運用すること。さらに、同システムに基づく応援に留まらず、応援した自治体に経費負担が発生しない仕組みを構築すること。

また、大規模・広域災害が発生した場合は応援できる自治体も限られ、人員の不足が被災地の復旧・復興の妨げとなる事態が懸念されることから、今後も TEC-FORCE の派遣や国による権限代行などを通じて地方公共団体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の人員確保・体制強化を継続的に図ること。さらに、土木・農林分野など、災害発生時に被災地に派遣される地方自治体職員の要員確保のため、財政措置等が講じられたところであるが、復旧・復興期に必要とされる中長期の職員派遣を円滑に行うための体制整備に向けて、財政措置の柔軟な運用や既存の派遣システムとの連携にも配慮した運用体制の確立を図るほか、全国的に技術的人材が欠乏する中で、民間との調和を図りながら、技術系人材の確保・育成策を構築すること。

併せて、被災地での高齢化やマンパワー不足を念頭に、介護職員やボランティア等の受入れのための資機材等の整備について支援を行うこと。

(9) 災害廃棄物等の広域処理体制の構築等

大規模災害時に発生する膨大な量の災害廃棄物を円滑に処理するため、都道府県を越えた広域処理体制を構築すること。

また、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、災害廃棄物を自区域内で処理し、生活ごみを広域的に処理する場合においても、追加的に発生する経費に対して財政支援を行うなど、災害等廃棄物処理事業費補助金について、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう見直すこと。

(10) ICTを活用した広域応援・受援体制等の構築

携帯電話位置情報等のビッグデータを活用した被災者の避難動向の把握やライフライン・インフラの被害・復旧に関する情報の共有を図るなど、災害時に国や地方自治体、民間企業・団体等の間で、迅速かつ円滑に情報共有等を行う「災害情報ハブ」の仕組みを早急に構築すること。

特に、ICTやビッグデータを活用して避難動向やライフライン情報、インフラ情報等を連携させた効果的な仕組みを整備し、これらの仕組みを地方自治体において活用できるよう、防災情報システムとの連携等の活用手段の構築や人材育成の支援を行うこと。

(11) 地域建設企業における大規模災害に際して必要となる建設機械等の保有促進等を行う制度の拡充

迅速かつ確実な復旧・復興を推進するため、地域建設企業が災害対応に活用するという前提のもと、建設機械を購入するに当たって、その費用を一部助成する等、

災害対応に活用できる建設機械の保有を促進する支援を講じること。

2 事前防災・減災対策の推進について

災害から国民の生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、被災経験からの教訓や未来に向けた創造的復興（「より良い復興」ビルド・バック・ベター）の好事例を学び、事前防災、減災及び事前復興の視点を取り入れた様々なハード・ソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する必要がある。そのため、東日本大震災の教訓や熊本地震に関する対応状況等を踏まえ、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実を図るなど、災害予防・減災対策の取組を確実に推進することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

（1）自助・共助を育む対策

災害時には行政機関による「公助」だけでは限界があり、住民・地域等による「自助・共助」の取組が求められることから、災害対策基本法に「自助・共助」の取組を明確に位置付けて、地域防災力の向上に対する支援、半公半民の地域における防災まちづくりのリーダー設置の制度化をはじめとした防災分野の人材育成、各種共済制度や地震保険制度の充実など、住民が取り組む防災対策を支援すること。

特に、地震対策の“入り口”と位置付けられる住宅の耐震化については、耐震化率の向上に向けた財政措置など、引き続き対策の継続・強化を図ること。

（2）安全な避難空間の確保のための対策

障がい者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の支援のため、避難行動を支援するだけでなく、安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保について支援すること。そのため、施設や資機材整備等に係る財政上の支援策や専門人材の育成・確保のための支援を講じること。また、男女共同参画の視点を取り入れた運営体制を確保すること。あわせて、ペット飼養者についても、これらに準じた配慮をすること。近年の災害時に、有効な避難空間として機能した公園等のオープンスペースや、円滑な避難活動に資する道路の整備推進のための支援について充実を図ること。

また、平成 30 年発生災害検証報告書（北海道胆振東部地震）や令和元年房総半島台風や東日本台風等の対応等を踏まえ、地方自治体が安価・低廉に備蓄することが可能になるよう、コンテナ型トイレやダンボールベッド、液体ミルク、ブルーシート、土のう袋、発電機、携帯用充電器等に加え、感染症の発生・まん延を防止するためのマスクや薬品等、避難所の環境改善に資する備蓄品の普及促進策及び保管促進策について検討すること。

さらに、大阪府北部を震源とする地震を踏まえて、帰宅困難者等が避難する一時滞在施設の確保に向け、その備蓄の推進に係る財政支援を行うとともに、事業者が一時滞在施設として協力しやすくなるよう発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度の創設、駅周辺などで滞留する帰宅困難者の動きをリアルタイムで把握できる手段の確保や、地震発生後の鉄道運行再開に関する情報等の発信のあり方について、国においても検討すること。また、外国人被災者（外国人住民・訪日外国人旅行者）などの安全を確保するための適切な情報提供などを総合的に推進し、住民・来訪者の安全・安心を図ること。

地震発生後、踏切が長時間遮断され、緊急車両の通行が絶たれることや、住民の避難が困難になる事態を回避するため、踏切の早期開放に向けた対策を、国において検討し、指定公共機関である事業者への指導を行うこと。

また、電力供給体制の崩壊に伴う、信号機の滅灯、交通（避難経路）情報の寸断、道路付属物の倒壊等に伴う避難経路の寸断を防止するため、交通インフラに対する電力供給体制、無電柱化、ラウンドアバウト整備、既存施設の強靱化を促進すること。

加えて、出勤時間帯の地震等の発生時の適切な対応について検討し、ガイドラインを作成するなど、事業者や自治体、住民への啓発を行うこと。

新型コロナウイルス感染症など、感染症流行時の避難所における感染拡大を防止するため、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針及び避難所運営ガイドラインを見直し、避難所における感染防止対策の充実を図るとともに、間仕切りやマスク、手指消毒液などの資機材の調達や備蓄、避難所の換気設備の整備を支援すること。

感染症流行時の避難所確保のため、ホテルや旅館も含め、指定避難所以外の施設において受入の協力が得られる仕組みを整備するとともに、借上費用や当該施設の再稼働に対する支援を検討すること。また、災害による被害が発生しなかった場合でも、事前にホテル・旅館を借り上げるなど、対策を実施した場合は、その要した費用について支援を行うこと。

また、安全な避難誘導手法の検討や、避難対策を担う市町村が、感染者や濃厚接触者に関する情報を共有する仕組みを構築すること。

（3）災害に強いまちづくりを推進するための対策

建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、津波対策及び液状化対策、建物を守る地盤対策、木造住宅密集地域の改善を図ること。特に、災害対応の中心的施設としての機能を有する庁舎や避難所となる学校施設や社会福祉施設、医療施設等について、更なる耐震化や天井等落下防止対策をはじめとした非構造部材の耐震対策など災害の教訓に基づく対策を速やかに推進するとともに、避難者の健康保持の観点から空調設備等の整備をする場合の支援策を検討すること。

また、大阪府北部を震源とする地震を踏まえて、通学路、学校施設、避難路などの安全確保のために現行法令に適合しない又は危険な状態にあるブロック塀等の専門的な調査や、撤去・改修が必要であるため、木製フェンスの開発を含めた技術的支援や財政支援を充実させること。加えて、ライフライン（上下水道、ガス等）の強靱化に向け、耐用年数を超える上下水道施設の更新、耐震化や、事業の広域化・共同化など基盤強化に必要な財政措置を拡充するとともに、早期復旧を可能とする全国の相互応援体制の確立等を行うこと。

さらに、北海道胆振東部地震や令和元年房総半島台風や東日本台風等の風水害における大規模停電を踏まえて、電力会社に対して、災害に強い電力供給体制の整備、及び電力の安定供給や適切な情報発信が可能な体制の強化を働きかけること。

災害時の電力の確保や、帰宅困難者の一時滞在施設となり得る民間施設を確保する観点から、停電時に住宅やビルなどの電力を確保できるよう、太陽光発電や蓄電池、電気自動車等を活用した電力供給システム等の普及促進を図ること。

加えて、ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込みなどの情報を、指定公共機関であるライフライン事業者と地方自治体が共有し、連携して復旧活動が行える体制を強化すること。

そして、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」と併行し、地方公共

団体の指定文化財についても同様に防火対策を講じる必要があるため、国において防火設備や警報設備の整備等に必要な財政措置を拡充すること。

(4) 緊急輸送道路等の公共インフラの整備

緊急輸送道路や港湾施設、鉄道施設の防災対策を含め、災害時の輸送体制の整備を図るとともに、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高速道路等のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化など、リダンダンシー確保に必要な国土軸の構築のため、公共インフラの整備を早急に進めること。

また、加速するインフラ老朽化に対応する戦略的な維持管理・更新のため、必要な予算の確保等を含めた対策を講じること。

さらに、重要物流道路について、平成31年4月に供用中の道路について指定が行われ、個別補助制度が創設されたところであるが、事業中・計画中の路線を含めた追加指定にあたっては地方の意見を十分に反映するとともに、指定された道路について、十分な予算を確保し、補助事業等による重点支援を行うこと。

(5) 防災体制の整備及び災害対応の人材育成

ソーシャルメディア等を活用した災害情報伝達・手段の研究と整備、情報通信基盤の堅牢化・冗長化や、ISUTをはじめとした国・地方公共団体が連携した災害対応が求められる中で総合防災システム、災害対応支援システム、被災者台帳システム、物資調達・輸送調整等支援システム等の防災関係システムの統一化・標準化など、災害時に必要な防災体制の整備を図ること。

大規模災害時に必要な保健・医療・福祉の人材を確保するため、災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)に止まらず、災害派遣福祉チーム(DCAT、DWAT)や二次救急医療機関等の幅広い職種を対象とした全国レベルの人材育成研修を各地で継続的に実施すること。

また、各都道府県が実施する医療関係者等の災害対応力向上に向けた取組を推進するため、財政支援を講じること。

平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う消防団員が全国で条例定数に満たない状況にあることから、その確保・育成に向けた財政支援等を強化すること。

さらに、消防防災ヘリコプターの運航体制を強化し、2人操縦体制による安全運航の実施が求められている中で、全国的に操縦士が不足している状況を踏まえ、航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるとともに、養成機関の創設など技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じること。併せて、地方自治体において2人操縦体制を構築するための財政支援の充実を図ること。

また、消防防災ヘリコプターの運用に当たっては、大規模災害等の際にヘリコプター本体やヘリポートの施設・設備が被害を受けた際に、災害対応力の低下を防ぐため、速やかに復旧が可能となるよう財政措置を講じること。

(6) 孤立集落対策

土砂災害等により孤立する可能性のある集落における住民の救助、避難のための臨時ヘリポートの整備や物資の備蓄など、孤立集落対策を行うとともに、当該集落へのアクセス道路に対する防災対策を着実に進めるため、必要な予算を確保すること。

(7) 災害に関する調査研究等の推進

地震津波、風水害や雪害、土砂災害等の予測精度の向上等を図ること。南海トラフ地震や首都直下地震等の観測施設の早期整備と段階的な運用により予測・観測体制の強化を行い、津波履歴調査並びに日本海側プレート境界及び海底・内陸部の活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表すること。

(8) 死者・行方不明者の氏名等公表

死者・行方不明者の氏名等の公表基準について、令和元年房総半島台風や東日本台風等の対応においても被災自治体の対応が分かれていたことも踏まえ、大規模災害時の円滑な救助・救急活動の実施や被災者のプライバシー保護の観点から、法令等により公表の根拠を明確にしたうえで、全国統一的な公表基準を作成すること。

3 多様な災害対策の推進について

近年、日本列島は地震と火山の活動期に入ったと言われており、地震・津波、火山噴火による災害が続いている。さらに、台風、線状降水帯の発生による記録的な豪雨等と様々な災害に見舞われていることから、災害に強い国づくり、まちづくりを進めるため、多様な自然災害等に対する的確な対策を講ずることとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 風水害対策

河川、ダム等の整備をはじめ、農業用ため池等の維持管理を含めた水害防止対策の推進を図ること。また、平成29年九州北部豪雨及び平成30年7月豪雨等を踏まえて実施されている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を着実に実施するとともに、土砂災害の専門家による調査などの技術支援や地域に精通した技術職員の確保、それら国及び地方公共団体の組織体制の強化といったソフト対策をハード対策と併せて総合的に推進すること。

治水・治山・土砂災害対策などのハード対策は、中長期的な取組となるが、毎年のように大規模水害が発生している状況を踏まえ、対策の加速化を図るため、地方自治体の財政負担にも配慮し、ポスト「3か年緊急対策」の打ち出しも見据え、3か年対策後においても、対象事業の拡大及び要件緩和を行い、必要となる予算・財源を別枠で安定的・継続的に確保し、国土強靱化の対策を強力かつ継続的に進めること。加えて、災害復旧にあたっては、改良復旧を災害対策基本法等においてさらに明確にし、改良復旧による整備を推進すること。

さらに、市町村が統一的な基準によりハザードマップを作成し、過去の災害記録やダムの洪水調節能力を超える洪水など、住民に対して地域の災害リスク、避難行動の必要性を周知できるよう、技術的・財政的支援を充実すること。

また、より適正な避難情報の発令や住民の避難行動につなげるため、観測・予測精度の向上等を図ること。

令和元年房総半島台風や東日本台風等での対応と避難の状況を検証し、より効果的な気象や避難情報の伝達方法や、住民の避難意識を高める普及啓発の強化などを検討すること。

加えて、防災情報を確実に伝達し、適切な避難行動を促すため、防災行政無線などの伝達手段の充実・強化に対して、技術的・財政的な支援を行うこと。

浸水範囲が広がる大規模な水害では避難場所も不足し、自治体の枠を超えた広域避難が必要になるが、水害を想定した広域避難は十分なリードタイムが必要なことや、災害発生前からの避難に関する住民の意識啓発等の課題も多いことから、住民や市町村の取組意識が高まるよう、国において、わかりやすいガイドラインの作成や、避難意識を高める啓発など、広域避難に関する対策を強化すること。

また、災害対策基本法における広域一時滞在の規定は、主に地震を想定した発災後の避難を対象としたものであるため、風水害が想定される場合の災害発生前の事前の広域避難に係る手順や権限について、法令等で明確にすること。

河川の氾濫等による浸水等によって大きな被害が想定される地域においては、居住等の誘導について明らかにするなど、土地利用や住まい方に関する制度等について検討すること。

土砂災害対策については、現行制度では対策・復旧できない箇所について支援できるように、新たな制度の創設を検討すること。

(2) 津波対策

津波防災地域づくりを推進するため、技術的支援、財政的支援及び津波防災地域づくりに関する普及啓発など、最大クラスの津波に対する防災対策に必要な各種支援を充実すること。

特に、津波避難困難地域の解消を図るためには、津波避難施設を十分に確保することが重要であることから、津波避難ビルの指定を促進するために、津波避難施設の耐浪性を確認する簡易表を作成すること。

(3) 火山防災対策

国、地方自治体、公共機関、民間事業者等が一体となって、総合的かつ計画的にソフト・ハード両面の火山噴火への対策を推進するため、火山対策に関する法制度の充実を図るとともに、緊急に整備すべき施設・設備等については、国による財政負担を法律に明記すること。

戦後最悪の火山災害となった御嶽山噴火をはじめ、相次ぐ噴火を踏まえて、火山の観測・調査研究を一元的に行う政府機関を整備するなど、火山の観測や情報連絡体制、火山研究に関する人材育成などの一層の充実・強化を図るとともに、地元に着した火山に関する調査研究を行い、観測・災害対応の拠点となる調査研究施設の整備など、火山噴火の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。

活動火山対策特別措置法の規定に基づく基本指針が示されたが、火山周辺地域における避難計画の策定が進んでいないことから、火山噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体に対して、これまで以上に財政支援及び技術的な支援を講じること。特に、火山活動の切迫性や噴火した場合の社会的・経済的影響等を踏まえ、現行では活火山法の「避難施設緊急整備地域」に特に重点が置かれている避難施設等に対する財政的支援について、適用範囲を拡大するとともに、火山噴火に伴う溶岩流や降灰等の影響が広範囲に及ぶ場合や社会的影響が大きい場合等、避難対策を特別に強化する必要がある地域を指定し、これらの地域における国が主導して行うべき火山防災対策に係る基本的な計画の作成を行うこと。

退避壕・退避舎等の避難施設の整備に関する手引きについても示されたが、設置主体及び費用負担等、整備のあり方について引き続き検討するとともに、火山噴火による社会・経済活動への被害を最小化するため、溶岩流等を制御する堰堤や避難道路などのハード対策、避難訓練の実施・分析などのソフト対策の両面にわたる事前防災対策等の計画的な実施等を推進すること。

火山周辺の観光地を訪れている外国人等の災害情報の収集が困難である者や通信不感地帯における登山者等への情報発信体制の整備、地域住民や登山者等の避難状況を把握できるシステムの整備・運用など、円滑な避難ができるよう、災害情報の収集が困難である者や登山者等への効果的な情報伝達についても速やかに検討するとともに、最新の科学技術を積極的に活用した研究に取り組むこと。

(4) 雪害対策

豪雪による被害を防ぐため、時間単位での予報の精度を高めて情報を提供するなど、防災気象情報の改善を図ること。特に、平成30年は福井県での豪雪等による自動車の立ち往生や長時間にわたる通行止めが発生したことを踏まえ、このようなことが二度と起こらないよう各地での発生要因の分析・検証と再発防止策を講ずること。また、豪雪による通行止めや大規模な渋滞を回避するため、高規格幹線道路における暫定2車線区間の4車線化やソフト対策の強化等により、広域除雪に対応できる強靱な道路ネットワークを構築するとともに、前年度の除排雪経費を特別交付税の対象経費に算入するなど、労務単価の高騰等により増大する雪害対策費に対する財政支援を拡充すること。さらに、雪害対策のための設備強化は、地域鉄道事業者の経営に大きな負担であることから、豪雪地帯を運行する鉄道事業者の雪害対策については、補助率の嵩上げを行うこと。

加えて、積雪寒冷地域以外において、積雪寒冷地域と同程度の降雪が確認された場合には、道路除雪費用の緊急臨時的な増大を抑えるため、対象外地域でも国庫補助等の対象とすること。併せて、最近の大雪災害による教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり等を検討すること。

(5) 大規模火災対策

新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を踏まえ、木造建築物が密集する地域における大規模災害への対応強化や、消防力の整備指針の見直し等を継続的に進めるとともに、住宅等の防火対策や市街地整備、消防力の整備などに必要な財政措置の充実に努めること。

また、石油コンビナート災害に対する保安の確保のため、備蓄しているPFOS含有の泡消火薬剤が、国際的な状況を踏まえ、使用が厳しく制限されようとしている中で、自治体等が泡消火薬剤の確実な備蓄の確保・維持のため、更新及び処分を円滑に行えるよう、財政的な支援を行うこと。

4 発災後の総合的な復旧復興支援制度の確立について

1で述べた事前復興による取組のみならず、被災後の被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進し、加速化させるため、東日本大震災の教訓や熊本地震に関する対応状況等を踏まえ、現行の大規模災害からの復興に関する法律からさらに踏み込んだ、財政支援制度等の確立を含む復旧復興基本法(仮称)を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源(復興基金や新たなまちづくりに向けた復興交付金等の制度化を含む)を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

(1) 「復興・創生期間」後も必要となる被災地の復興への支援

東日本大震災の「復興・創生期間」の終了後も復旧復興を速やかに進行させるため、原形復旧が原則とされている復旧復興財源の制限撤廃、災害査定等の一連の事務手続きの更なる効率化・迅速化及び事業期間制限の緩和、激甚災害の適用措置の拡充など、災害の実情を踏まえ不断の見直しを行い、既存制度にとられない規定を創設すること。

また、熊本城などの国指定重要文化財等で、復旧・復興に高度な技術を要する文化財については、人的かつ技術的支援を行うとともに、補助率の嵩上げ等、迅速かつ万全の措置を講じること。

さらに、被災者の生活再建の重大な支障となる、土砂・流木・がれき処理を進めるに当たり、平成30年7月豪雨において、国・県の関係部署をメンバーとして編成した「土砂・廃棄物処理チーム」が有効に機能し、処理の迅速化が図られたことをふまえ、そのスキームを標準化して迅速な支援体制を整えること。

(2) 発災後の計画的復興に対する支援

復興が計画的に、かつ、円滑に進められるよう、当該年度に必要な予算を早期に確保するとともに、東日本大震災や熊本地震対応のため講じられた特別な財政支援措置等で、今後の大規模災害発生の際にも必要不可欠なものについては、常設化し、被災自治体が復旧・復興の実施に注力できるような仕組みを構築すること。

また、災害ボランティア車両に対する有料道路の無料通行措置が適用されるよう、被災自治体が各地方道路公社等に行う要請について、大規模災害時の手続きの簡素化等の措置を図ること。

(3) 被災者生活再建支援制度等の住まいと暮らしの再建への支援

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。さらに、被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること。

併せて、大規模災害の被災地においては、住宅の再建が困難な被災者がいることから、応急仮設住宅の供与期間が延長になった場合には、引き続き延長に係る財政措置を行うこと。

これらに加えて、住まいの再建・確保に向けた相談支援など、被災者それぞれの状況に応じて支援を実施する災害ケースマネジメントの仕組の導入や、こうした取組に対する財政支援について検討すること。

被災者支援については、複数の法制度等による趣旨の異なる制度が混在し、自治体や被災者にとってもわかりにくく、また、救済される被災者も限定されている。被災者支援施策については、国において、民間保険による救済とのバランスも考慮し、抜本的に検討を行い、被災の実情に応じた適切で不公平感のない、統一かつ持続的な救済制度を検討すること。

また、災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、被災者の速やかな生活再建や安定した暮らしの確保、被災自治体の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、現行制度による国の財政支援の継続と財源の確保を行うこと。

(4) なりわいや産業の復興への支援

地域経済の回復に不可欠な被災企業の早期再建や生産力強化、災害復興支援策として新規企業の誘致・立地・設備投資や既に立地している企業の再投資に必要な税制上の特例措置を講じること。

また、大規模災害時には、商工業者が迅速に事業再開し、農林水産業者が早急に生産活動を再開できるよう、必要な支援を行うとともに、風評被害を防止するための正確な情報発信や誘客のための取組など観光産業に対する支援を行うこと。

さらに、中小企業基盤整備機構が行う小規模企業共済制度を拡充した災害共済制度を創設すること。

(5) 災害救助法の見直し等

広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等を想定し、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。また、迅速かつ効果的な救助を行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うこと。

特に、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務、応急仮設住宅の維持管理に係る経費、孤立地域における仮設トイレの設置など避難所以外における避難生活基盤に対する支援に係る経費、自宅や応急仮設住宅等の被災者への戸別訪問による健康管理・精神保健活動・福祉活動等を対象とするよう、救助範囲の拡大を行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。あわせて、救助範囲の拡大に伴って自治体職員の事務負担が増加することについて、例えば、求償事務の簡素化など負担を軽減するための措置を講じること。

また、求償事務においては国が統一的な基準を示し、自治体により差が生じることがないようにすること。

また、災害救助法の適用に当たって、いわゆる4号基準による都道府県の判断以外にも、管内の一定割合の市町村に適用され、被災市町村間の格差や不均衡が課題になるような場合、都道府県内一律に適用できるようにするなど、客観的かつ弾力的な適用基準について検討すること。

新型コロナウイルスへの感染が急速に拡大している状況下においては、体育館や公民館等への避難により、感染のクラスターが発生する危険性があることから、市町村が避難所を設置した際は、災害が小規模であっても災害救助法を適用（同法施行令第1条第1項第4号）するよう迅速かつ柔軟な運用を行うとともに、災害救助法の適用と同時に避難所の設置に係る特別基準（ホテルや旅館等の活用）も適用すること。

(6) 災害時の生活再建支援事業のためのシステム構築及び罹災証明制度の見直し

災害対策基本法改正により、適切な被災者生活再建支援を行うため、罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成が法的に位置付けられた。近年の地震・風水害の実情を踏まえ、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、業務の「標準化」を検討すること。

また、更なる住家被害認定調査の簡素化を図るとともに、被害認定調査・罹災証明書発行・被災者台帳管理のためのシステムに対し、構築と運用に係る財源を含めた支援制度を充実すること。

さらに、罹災証明書の判定結果が国費を伴う各種支援と連動している点を踏まえ、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないように、被害認定に係る指針の解釈の丁

寧な説明や必要に応じた見直し等を図ること。

併せて、近年、工場・店舗等の非住家の罹災証明書についても、事業者向け補助金等各種支援制度の適用基準とされている状況等を踏まえ、被害認定に係る指針等を明確化すること。

5 原子力災害対策の推進について

平成 28 年 3 月の原子力関係閣僚会議において決定された、「原子力災害対策充実に向けた考え方 ～福島を教訓を踏まえ全国知事会の提言に定める～」の実施にあたり、政府一丸となって原子力災害対策に主導的立場で対応するとともに、全国知事会等と意見交換を行い自治体の意見を十分に反映させること。

(1) 原子力安全対策の充実

ア 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということ为前提に、事故時に放射性物質の大量放出や拡散を防ぐため、意思決定などマネジメント面への対応を含め、法制度や体制の整備等、安全対策に取り組むこと。

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。さらに、原子力規制委員会は、立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い議論を行い、IAEA等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

また、真に実効性のある安全規制とするため、規制基準に基づく厳正な審査を行うとともに、原子力規制の取組状況や安全性について、国民に対し自ら主体的に説明責任を果たすこと。

運転期間延長認可の審査結果については、国民に分かりやすく説明するとともに、事業者が行う安全対策に対し指導・監督を強化すること。

(2) 原子力防災対策の推進

ア 原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が、未だ不明確であり、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、UPZ外においても必要に応じ防護対策を実施することから、対策の具体的実施方法を明らかにすること。加えて、これらに係る所要の財源措置を行うこと。さらに、防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

イ 原子力災害対策指針においては、UPZ内外とも屋内退避が最も基本的な防護措置とされているが、国は、長期化した場合を含め、対応方針をあらかじめ示すこと。

また、大規模地震との複合であっても、この仕組みが最適であるのか研究を行い、必要な措置を講ずること。

これら防護措置の考え方について、原子力施設の立地及び周辺自治体の住民をはじめとする国民に対し、科学的根拠に基づく丁寧で分かりやすい説明に努めること。

ウ 避難ルート等の検討や準備・モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報も重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検

討する国の分科会において、引き続き関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

エ 高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連する法整備を図ること。また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

オ 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、原子力災害医療体制、安定ヨウ素剤の緊急・事前配布など住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。このうち、原子力災害医療については、複合災害発生時における原子力災害派遣医療チームとDMAT等の医療チームとの役割分担の整理や運用上のルールづくり等を都道府県やDMATを設置する医療機関の意見も聞きながら行うこと。

カ 都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、広域的な交通管制に係る調整、避難退域時検査の体制整備並びに必要な資機材の整備、発電所の状況や避難情報などを集約したポータルサイトの立ち上げ、避難に係るインフラの整備や維持管理を行うなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むとともに、事業者に対し関係地方自治体と積極的に取り組むように指導すること。また、広域避難の受入に必要な避難施設の確保について、教育関連施設や民間施設の活用が図れるよう、関係省庁から施設管理者への協力の要請や必要な調整を行うこと。

併せて、都道府県域を超えるような広域的なUPZ内外の原子力防災訓練について、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体及び住民と連携しつつ、実践的に実施すること。

キ 重大事故が起こった場合に備え、自衛隊などの実動組織の支援内容、指揮命令系統や必要な資材の整備等について、「実動部隊の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

ク 地方自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、UPZ外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。

6 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にするため、国は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施に向けて万全の態勢を整備することとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 北朝鮮情勢への的確な対応

北朝鮮情勢は、これまで、米朝首脳会談が数度にわたって開催されるなど、外交的に解決することをめざした動きが継続されているものの、具体的な核燃料、弾道ミサイル等の廃棄の道筋が明確になっていないことから、北朝鮮に対する毅然とし

た外交交渉を推進するとともに、万一の危機発生時に備え、国民への情報提供をはじめとした的確な対応を取れる体制の維持を図ること。

(2) 国民保護対策の推進

原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

さらに近年、世界各国でテロ等が多発しており、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控える日本としても、脅威に感じるところである。国民や来訪者の安全確保のため、放射性物質・爆薬の原料となりうる薬品等の管理強化、NBCRテロ等の災害で必要とされる特殊医療に関する国立専門センターの設置を始め、総合的なテロ対策を推進するための体制を整備すること。

また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。

【地域情報化関係】

1 マイナンバー制度について

(1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が正しく深まらなければ普及、定着が進まない。国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、その概要や、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に係る特別定額給付金申請に当たって、マイナンバーカードを利用したオンライン申請が可能となったことなどの具体的メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。

その際には、各年齢層及び言語や環境による情報格差に応じて、政府広報をはじめ国が活用できる様々な媒体を用いて、効果的かつきめ細やかな周知・広報に努めること。

(2) マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、政府広報をはじめ国のあらゆる活用可能媒体を通じて、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を維持、確立すること。

特に特定個人情報保護方策について、社会情勢、国民の意識、法制度等諸環境の変化を踏まえ、情報漏洩や目的外利用などの事例やその原因、危険性について不断の検証を重ねた上で、随時追加・見直しを行うこと。

(3) マイナンバー制度に係るセキュリティ対策については、技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じること。

また、地方公共団体が引き続き実施するセキュリティ対策に必要な経費について財政措置を確実に講じるとともに、セキュリティに関する職員研修を実施する際の技術的助言等を行うほか、民間事業者においても、十分なセキュリティ対策が確実に講じられるよう、国の責任において適切なフォローアップを行うこと。

(4) マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や悪質商法、マイナンバー制度に絡めて個人情報等を不正に入手する事案等、今後、特殊詐欺に悪用されるおそれのある事案が発生していることから、引き続き総務省、内閣官房、消費者庁及び警察庁等が連携して様々な注意喚起及び情報提供を随時行うとともに、監視体制を確保し、特殊詐欺や悪質行為の被害を未然に防止するため万全を期すこと。

(5) マイナンバー制度を円滑に運用するためには、全ての地方公共団体と民間事業者において、制度の理解が重要であることから、引き続き、所管省庁が参加した説明会や研修会を開催するとともに、随時マニュアルの追加・見直しを行うこと。

特に中小企業・小規模事業者においても、マイナンバー制度への対応が確実に進めるよう国の責任において適切なフォローアップを行うこと。

なお、マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方公共団体や民間事業者が主催する説明会や研修会に対して、講師を無償で派遣すること。

(6) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、新たにシステム及び

ネットワークに係る構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施が発生した際には、それに要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにするとともに、既存システムの更改についても地方の負担軽減措置を講じること。

また、その際には、運用面における課題への対応も含め、地方の意見を十分に反映させるほか、地方の準備期間が十分確保できるよう配慮すること。

なお、公的個人認証サービスに係る都道府県負担金については、引き続き軽減を図るとともに、自治体中間サーバー・プラットフォームに係る次期システム構築経費については、引き続き国による財源措置を講じること。

- (7) 「情報提供ネットワークシステム」を利用した情報連携はマイナンバー制度の柱であり、国や地方公共団体、医療保険者等の5千を超える関係機関の間で安全かつ円滑に行われるよう、国が責任をもって情報提供ネットワークシステムの運営及び監視を行うこと。

また、情報連携においては、膨大な国民の特定個人情報やりとりが行われ、国の関係省庁も多岐にわたることから、国においては、引き続き、全体を俯瞰する責任者の下、障害発生時には迅速に原因究明や復旧ができるよう、強固な人員体制等を構築するとともに、地方への支援体制を維持すること。

- (8) Society 5.0を支える社会インフラとなるマイナンバーカードの各種利便性向上策については、セキュリティや費用対効果等の検証を重ねた上で、国民に対してその効用及び安全性を分かりやすく周知・広報するとともに、利用者にとって使い勝手がよいものとなるよう、創意工夫を図ること。

特に、令和3年3月から、マイナンバーカードの「健康保険証」としての利用が始まることに関して、利用に際して必要となる手続について周知徹底を図るとともに、令和4年度中となっている、概ね全ての医療機関へのカード読み取り装置の導入時期を、できる限り前倒しして達成することも含め、国民の混乱が生じないようにすること。

また、今後もマイナンバーカードの各種多機能化が予定されているため、国民や事業者、地方公共団体からの問い合わせに対し円滑に対応できるよう、国が設置する一元的な窓口によるサポート体制を充実強化するとともに、カード利活用シーン拡大に向けた事業者の取組に対する支援策を講じること。

さらに、マイナンバーカード及び電子証明書の発行手数料については初回だけでなく更新時も引き続き国が負担し、カードの利活用シーン拡大を後押しするとともに、新たなカードの多機能化やマイナポータル及びマイキープラットフォームの機能充実・拡大に伴い地方公共団体で対応を要する事項に対し、経費負担が生じる場合は、国、地方の役割分担に応じ、国による財源措置及び地方財政措置を講じること。

このほか、今回の特別定額給付金はもとより、今後、各種施策のオンライン申請の際のマイナンバーカードの利用にも万全に対応できるよう、電子証明書関係システムの性能を大幅に増強すること。

- (9) マイナンバーカードを活用した消費活性化策のために構築される官民共同利用型キャッシュレス決済基盤については、当該事業の後も、地方公共団体の施策において活用が期待されることから、地方公共団体が柔軟な施策を展開できるよう、地方の意見を十分に聴いた上で必要な支援を講じること。

- (10) 令和2年以降、マイナンバーカードの更新手続きに加え、「健康保険証」としての利用が開始されることを踏まえて、令和元年9月のデジタル・ガバメント閣僚会議において、令和4年度末に「ほとんどの住民がカードを保有」することを想定した交付枚数スケジュールが決定されるなど、今後、マイナンバーカードの交付申請の急激な増加が見込まれる。国においては、発行窓口となる市区町村が、交付申請の増加に対応できるよう、必要な体制整備や設備の充実などについて、引き続き十分な財政措置を講じること。
- (11) マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、聖域を設けることなく検討を進めるとともに、国民の理解を求めること。
また、検討に当たっては、地方側と十分に協議し、新たな制度施行のための事前準備に十分な時間を確保するなど、適切に対応すること。
- (12) マイナンバー制度に関して、地方との協議が必要な場合及び地方から協議の求めがある場合には、「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」等の場において、地方の意見を十分に聴いた上で、反映させること。
特に、地方側で対応が必要となる作業等の情報については、内閣官房や総務省の責任の下で、全省庁分を一元的に集約・管理し、地方の準備期間が十分確保できるよう迅速かつ適切な情報提供を行うこと。

2 官民データ活用の本格展開について

- (1) 官民データ活用の促進を図るため、企業等保有データを含む多様な官民データ活用を実証し、地方の意見を踏まえ、国において必要な環境整備を引き続き行うこと。
- (2) 各都道府県が策定する「官民データ活用推進計画」の実効が伴うよう、地方公共団体への支援制度の充実等に必要な予算を確保すること。

3 地域 I o T 実装の推進について

- (1) 地域の活性化や課題解決を図る地域 I o T 実装を加速させるため、LPWA や Wi-Fi の整備、5G の整備等、I o T を支える基盤となるネットワークの環境整備を引き続き進めるとともに、地域の体制整備や I o T 実装の具体的な計画策定への支援、地域の先進的な取組や、実証されたモデルの横展開の取組を促進する助成制度などの拡充を図ること。
また、ICT 人材が不足する地域における I o T 実装を後押しするため、メンターや専門家派遣、地方公共団体と民間企業等間の人材交流、地方公共団体職員、地域住民等に対する教材の開発・研修の実施、事業パートナーとのマッチング機会創出などの取組など、引き続き人材の育成・活用に対する支援の充実を図ること。
- (2) 5G サービス開始により、急増することが想定される I o T 機器を狙ったサイバー攻撃に関して、I o T 機器の脆弱性にかかる対策はもとより、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、Society5.0 時代に向けたサイバーセキュリティの確保に努

めること。

4 デジタル・ガバメントの推進について

- (1) 地方公共団体の行政手続きオンライン化の推進や情報システム等の共同利用の推進にあたっては、過度なシステム費用負担とならないよう各自治体の状況をふまえた推進を図るとともに、関係省庁が連携した自治体に対する支援体制の構築や、システムの整備及び維持等にかかる財政措置等必要な支援を行うこと。
- (2) 自治体クラウドの導入を推進するにあたっては、クラウドに対するセキュリティや、システムの共同利用等に対する不安を払拭するため、引き続き、導入によるメリットや、導入の手順について国民及び地方公共団体に分かりやすく示すこと。
また、各地方公共団体における業務の標準化や、導入の障害となるベンダーロックインの排除に向けた必要な支援を引き続き実施すること。
- (3) 自治体クラウドの導入に必要な基盤構築に要する費用や、既存システムの中途解約に伴う違約金等のイニシャルコストについては、自治体クラウドの導入を推進するためにも、引き続き、国において適切な財政措置を講じること。
また、市区町村のクラウド導入を支援する都道府県に対しても適切な財政措置を講じること。
- (4) 自治体クラウドの導入には、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、引き続きベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。

5 情報セキュリティ対策の推進について

- (1) 自治体の情報セキュリティ対策を強化し、実効性のあるものとして機能するよう、「自治体情報システム強靱性の向上」の取組や、「自治体情報セキュリティクラウド」のフォローアップを継続するとともに、新たな脅威に対するための機能追加等に要する経費について、必要な財源措置を確実に講じること。
また今後、自治体が「自治体情報システム強靱性向上モデル」や「自治体情報セキュリティクラウド」を更新する際に必要な財源措置を確実に講じること。
- (2) 平成29年に導入した自治体情報セキュリティ向上対策は、一定の成果を上げられた一方、業務利便性が著しく低下し、働き方改革に逆行するという新たな課題が生じている。
また、実現方法が都道府県により異なり、機能やセキュリティ水準・運用等に違いが生じている。
さらに、パブリッククラウドへの接続や、テレワーク等のリモートアクセス、AIやRPAの活用など、新たなニーズが高まってきている。
こうした課題を解決し、総合行政ネットワーク（LGWAN）に被害が及ぶことがない強固な情報セキュリティ対策を適正なコストで実現できる全国共通の仕組みづくりを、地方自治体の意見を聴きながら、国が主体的に取り組むこと。

- (3) 地方公共団体が保有する個人情報等を不正に取得した者が、インターネットを介して不特定多数の者が当該情報を入手できる状態に置く行為の禁止及びこれに反した者に対する罰則を規定した法律を早急に制定するとともに、地方公共団体に対し情報を流出させる者に係る発信者情報の開示を可能とする措置を講じること。
- (4) 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成30年9月版）」や「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に準拠した情報セキュリティポリシーを実施するにあたっては、ベンダーの協力が不可欠であるため、ベンダーから積極的な協力が得られるように、ベンダーに対する協力依頼や働きかけ等を行うこと。
- (5) 日々多様化する地方公共団体へのサイバー攻撃に関して、未知のウイルスにも対応可能となる高度なセキュリティ対策の調査・研究を行うとともに、具体的な対応方法などについて、引き続き、きめ細やかな周知・情報提供の充実に努めること。
また、地方公共団体が行うサイバー攻撃にかかる技術的・物理的・人的対策並びに訓練・実証事業に要する経費に対し、財政上の支援措置を講じること。

6 地域情報化の推進について

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けて、テレワークやオンライン会議、遠隔教育等、人との接触を低減するための取組が求められており、これらを実施できる基盤を速やかに整備する必要がある。
こうした中、地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、特に、過疎・離島等の条件不利地域において情報格差が生じることがないように、光ファイバ網を始めとする超高速ブロードバンドなど情報通信基盤の整備及び電子自治体の推進に不可欠な地域公共ネットワークの整備を推進するため、引き続き必要な支援策を講じるとともに、整備後の安定的な運用を確保するため、維持管理及び再整備に対する財政措置を含む支援策を講じること。
また、条件不利地域には当たらないが、民間事業者による整備が見込めない地域についても、同様の支援策を講じること。
- (2) 携帯電話不感地帯解消に向け、総務省の「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会」の報告を踏まえ、都道府県や市町村等の整備要望に対応できるよう「携帯電話等エリア整備事業」等の予算を十分に確保するとともに、通信事業者の設備投資を促進するため、引き続き施設の整備及び維持管理に係る負担の軽減策を講じること。
- (3) ユニバーサルサービス制度を時代に合わせて見直し、光ファイバなどのブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とすること。
- (4) 安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築への支援を継続するとともに、引き続き災害時に情報収集手段を確保するための支援策を十分に講じること。

- (5) 自治体のICT部門におけるBCP（事業継続計画）対策を進めていくために、必要な支援策を講じること。

7 地上デジタル放送に係る必要な措置について

- (1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けている地域に対し、国の責任において、地上デジタル放送に係る必要な措置を引き続き実施すること。

特に同発電所事故により被害を受けている地域に対しては、原子力災害の特殊性にかんがみ、必要な対策を長期的かつ弾力的に実施すること。

- (2) 地上デジタル放送難視対策により恒久的対策を実施した施設等の維持管理や更新に係る費用等に係る対象世帯及び地方公共団体の負担について、電波利用料財源の活用などにより軽減を図ること。

8 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策について

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がSNS等を介して犯罪被害等に遭うケースが後を絶たないことから、被害防止に有効な技術開発やその普及促進について事業者への働きかけを引き続き行うとともに、青少年や保護者に対する広報啓発、相談体制の整備など、青少年が有害情報に触れる機会を減少させるための有害環境対策を推進すること。

また、近年増加傾向にある「自撮り被害」をはじめとしたSNS等に起因した青少年の性被害を防ぐため、児童ポルノの製造罪及び提供罪並びに児童買春罪の重罰化や、児童ポルノ等を要求する行為への新たな規制など必要な措置を早急に講じること。

【地方行政関係】

1 地方公務員の定年引上げに係る円滑な制度移行について

地方公共団体ごとに、組織規模、職員数、年齢構成などが大きく異なることを踏まえ、地方公務員の定年年齢の引上げに係る円滑な制度移行に向け、以下の事項について対策をとること。

- ・ 制度運用に必要な情報を早期かつ十分に提供すること。
- ・ 職員の規模や年齢構成のほか、行政ニーズも地方公共団体によって異なることから、地方の意見を聴く機会を設けるとともに、役職定年制をはじめ、制度に一定の柔軟性を持たせること。
- ・ 円滑に制度移行できるよう、地方に対する丁寧な説明と、必要な助言を行うこと。
- ・ 定年年齢の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においては、所要の財政措置を講じること。

2 会計年度任用職員制度の円滑な運用について

令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたが、令和3年度には期末手当の在職期間別支給割合が100%となる者が相当数に及ぶこと、また、フルタイムで任用された職員への退職手当の支給などにより、財政需要のさらなる増加が見込まれることから、制度運用に必要となる財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を確実に講じること。

また、地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成27年1月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、財政措置の継続を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業会計についても、平成31年1月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、下水道事業等の重点事業を含む全ての法非適用企業において地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行することが必要との要請があったところである。その移行に当たっては、

地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を確実に講じるとともに、財政支援措置の拡充を図ること。

4 地域国際化の推進について

- (1) 平成31年4月の改正出入国管理法の施行に伴い、新たな在留資格「特定技能」が創設され外国人の一層の増加が見込まれる。ますます重要となる多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

地方公共団体による外国人に対する相談体制の整備・拡充の取組に対し、継続的で十分な財政的支援を行うとともに、外国人受入環境整備交付金について、交付対象とする事業の範囲を拡充すること。

また、外国人住民の全住民に占める割合や窓口の対応状況を考慮するなど、市町村の実情に応じて限度額区分を見直すこと。

帰国・外国人・外国にルーツを持つ児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入や多言語自動音声翻訳の更なる普及促進を図ること。また、地震、台風などの自然災害や、感染症、家畜伝染病といった分野では、多言語・やさしい日本語による関連情報の提供支援を行うこと。

特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を少数言語も含め迅速に多言語で発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。

- (2) 地方公共団体が実施する国際交流・国際協力事業に対し、情報提供や要員養成及び海外技術研修員受入れに係る支援（入国事前審査及び査証発給事務の簡素化・迅速化）を推進・拡充すること。

- (3) JICA海外協力隊は、日本国として、開発途上国の経済・社会の発展等の草の根レベルでの相互理解を増進し、ひいては世界平和にも大きく貢献するものである。官民間わず多様な主体による持続可能な国際貢献の取組が求められている中、民間企業や地方公共団体の職員の国際協力への参加を後押しするものであることから、「JICA海外協力隊（民間連携）」、「現職参加制度」及び「現職教員特別参加制度」における現職参加促進費に加えて、更なる財政的支援の拡充を図ること。

- (4) 在外被爆者に対する援護については、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、必要な改善を行うとともに、在外公館等において高齢化が進む被爆者支援の強化を行うこと。

- (5) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方警察官の増員を図ること。また、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

- (6) 国際定期便・チャーター便の就航、国際ビジネス機の飛来及び外航クルーズ船の寄港など地域国際化の基盤整備の一環として、空港・港湾のC I Q（税関・出入国管理・検疫等）体制の更なる整備・充実を図ること。

【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

1 基地対策の推進について

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきた。

その結果、確認できた現状や改善すべき課題を踏まえ、平成30年7月に提言をとりまとめ、国へ積極的な取組を求めた。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国においては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の内容について、一層積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 米軍機の飛行等について

- ・ オスプレイをはじめとする米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。
- ・ 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。
- ・ 米軍機による事故を防止するため、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育や規律保持の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間連続離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。
- ・ 米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、実効性ある再発防止策を講じること。
- ・ 事故後の当該機及び同型機の運用再開にあたっては、日米協議を実施すること。また、協議にあたっては、安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。
- ・ 米軍機の事故原因や再発防止策、安全性の検証結果については、その内容を速やかに公表すること。

(2) 日米地位協定について

日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

(3) 米軍人等による事件・事故防止について

米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置するとともに、平成29年1月に日米両政府間で締結された軍属に関する補足協定を的確に運用し、事件・事故の防止に向けた取組を進めること。

(4) 基地周辺における措置等について

- ・飛行場周辺における航空機騒音規制措置について、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。
- ・米軍基地に配備されているヘリコプター等の米軍機から発生する低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。
- ・基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。
- ・平成27年9月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。
- ・基地対策に関する経費が地元へ転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらさないよう、地方公共団体の意向を踏まえ新たな制度の創設を含め適正な措置を講ずること。

(5) 基地の整理・縮小・返還について

- ・施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。
- ・返還後の基地跡地利用について、国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講ずること。

(6) 重要影響事態安全確保法等について

重要影響事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

2 北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還及び竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、その解決の促進を図ること。

3 拉致問題の早期解決について

国際社会からの厳しい圧力が続く北朝鮮は、体制の保証と制裁緩和を求め、中国、韓国、米国及びロシアと相次いで首脳会談を開催してきた。昨年2月のハノイでの米

朝首脳会談ではトランプ大統領が金正恩委員長に対して、重ねて日本人拉致問題を提起し、金委員長はいずれ安倍総理大臣とも会うと発言したとの報道が伝えられたが、北朝鮮はその後にも拉致問題は「既に解決済み」との従前の主張を繰り返している。

一方で、北朝鮮は昨年5月以降、弾道ミサイル等の発射を再開し、我が国を含む国際社会に対して挑発を続ける中、非核化を巡る米朝協議は停滞し、交渉の先行きも不透明な状況にある。

安倍総理大臣は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、前提条件を付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意を表明されているが、いまだ日朝交渉の具体的な動きは見えていない。

拉致被害者及びそのご家族は高齢となっており、もはや一刻の猶予も許されない。

政府においては、引き続き拉致問題を最優先課題として主体的に取り組み、米国、韓国、中国及びロシアをはじめ関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、拉致問題の一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者及び拉致の疑いが排除されない行方不明者の早期帰国等の実現を図ること。

北朝鮮への圧力を緩めることなく、同時にあらゆる可能性を探りながら一層の外交努力により事態を打開し、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。そして、北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。

米国をはじめとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。

また、行方不明者の情報等を逐次提供するなど、地元自治体との連携を密にとること。

さらに、拉致被害者等の所在地情報等を把握し、有事の際には拉致被害者等の救出及び安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、拉致の可能性を排除できない方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

4 座礁放置された外国船舶の処理等について

座礁放置された外国船舶の処理等については、漁業被害対策や沿岸住民の安全確保、景観保持等の観点から、地元自治体が船体の撤去等を行っている状況にあるため、国の責任として処理する制度を確立すること。

この制度確立までの間に、日本近海を航行する船舶について、地方公共団体が座礁船等の撤去等を行う場合には、撤去等に多額の費用を要するため、P I 保険会社等により補填されない部分について、国の費用負担による支援の充実を図ること。

5 漂着船等に対する万全な対策について

昨今、北朝鮮からとみられる木造船等が我が国に漂流、漂着する事案が増加しており、乗組員による領土への上陸も確認されている。

地方公共団体では、生死に関わらず漂着者や漂着物など、その取扱いや対応に苦慮しているところであり、我が国の領土、領海を保全し、漁業者をはじめ、国民の生命、財産を守るためにも、早急な対策が必要である。

加えて、外国の不審船が容易に領土に接近しうる状況に、沿岸部の住民はもとより、多くの国民が不安を抱えていることから、国において、国民の安全・安心を確保する観点から、以下の事項について早急かつ適切に対処すること。

- (1) 我が国の領土、領海及び排他的経済水域を侵す、領海侵犯や違法操業など、あらゆる行為について毅然とした態度で外交交渉に臨むこと。
- (2) 海上及び沿岸における不審船等の監視、警備体制の強化と漁船などへの注意喚起を行うための連絡体制の整備を図るとともに、外国漁船等の我が国の排他的経済水域を含む周辺海域での違法操業や領海侵犯に対する取締りを強化し、拿捕を含む実効的な対抗措置を講じること。
- (3) 不審船等に由来する漂着者や漂着物などの取扱いや対応、漂着者が傷病人の場合の救助・搬送及び感染症対策などの対処方法について、明確な見解や指針を早急に示すこと。
- (4) 不審船等に由来する漂着者の対応や漂着物などの処理等の円滑かつ継続的な実施のため、地方負担が発生しないよう、地方公共団体に対する財政的支援を拡充すること。

【道州制関係】

道州制については、自由民主党において基本法案の検討が引き続き行われている。全国知事会では、これまで、平成25年1月に「道州制に関する基本的考え方」を、平成25年7月に「道州制の基本法案について」をとりまとめ、その検討に当たっては我々の考えを十分踏まえるよう求めてきた。

現在、我が国は東日本大震災や熊本地震等の大規模災害からの復旧・復興をはじめ、経済の再生、エネルギー問題、少子高齢時代における持続可能で安定的な社会保障制度の構築、近い将来に発生が懸念されている巨大地震対策など多くの喫緊の課題への対応を迫られている。それだけに今、道州制を議論するというのであれば、基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されなければならない。

自由民主党等において統治機構改革という最重要課題について積極的に問題提起されていることは評価するものの、基本法案においてこうした事項が明確にされていない。

については、基本法案の検討に当たっては、以下の内容を十分踏まえること。

1 基本法案において最低限明確に示すべき事項について

基本法案は、以下の点が明記されなければならない。

- (1) 国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿を具体的かつ明確に示さなければならない。
 - ① 現行の都道府県制度の下で地方分権改革を進めた場合と比較した十分な議論を踏まえ、道州制の必要性を示すこと
 - ② 道州制の姿やメリット・デメリット等についての明確なイメージを示すこと
 - ③ 道州制については、国民に十分理解されているとは言い難いので、まずは積極的な情報発信を行い、国民的議論を巻き起こすこと
 - ④ 道州制の根幹部分については、「国と地方の協議の場」をはじめ様々な機会を通じて十分協議し、地方の意見を十分に反映させること
- (2) 道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならない。
 - ① 国の出先機関の廃止はもちろんのこと、中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること
 - ② 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙し、その上で、道州はもとより、とりわけ市町村について、どういう役割を担うのか明確に示すこと
- (3) 道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならない。格差是正の仕組みを明確に示さなければならない。
 - ① 道州が財政的に自立し、国民生活のナショナル・ミニマムを維持可能な税財政制度の方向性を示すこと
 - ② 道州間や道州内の基礎自治体間の財政力格差が生じないような財政調整のあり方を示すこと

2 基本法案において方向性を示した上で、更に具体的な議論を行うべき事項について

我が国の閉塞状況を打破するために、地方の活力を伸ばし、地域間格差をなくすための統治機構のあり方について、全国知事会としても十分に議論をする必要性を感じているところである。

基本法案が、制度改革の根幹部分を曖昧にしたものではなく、真に地方分権改革を進めるためのものとなるよう、以下の点を重要課題として提起する。

- (1) 道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、併せて国の立法機関のあり方について十分に議論すべきである。
 - ① 道州の自治立法権、国会が引き続き担う立法権限の範囲及びその相互関係の見直しの方向性
 - ② 国会議員の削減数と国会の二院制の見直しの方向性
 - ③ 直接公選制と考えられる道州の首長と国における現行の議院内閣制の関係
- (2) 道州制における基礎自治体のあり方や住民自治を確保するための方策について十分に議論すべきである。
 - ① 道州制における基礎自治体の規模や権能の強化方針とその具体的な手法
 - ② (仮に現行の市町村のままであるなら、) 基礎自治体として十分な権能を発揮するための方策
 - ③ 政令指定都市等の大都市と道州との関係
 - ④ 道州制における住民自治の強化方策
- (3) 道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保について具体的に議論すべきである。
 - ① 現在、国・地方の歳出約194兆円に対し、税収は約104兆円(国約63兆円、地方約41兆円)という状況の中で、道州が十分な税財源を確保するための具体的な方策
 - ② 現在、国は約936兆円、地方は約189兆円の債務を負っているが、道州制の下での債務の削減についての十分な説明

3 道州制の議論と並行して実施すべき地方分権改革について

道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させることがあってはならない。これまでの地方分権改革推進委員会の勧告や「地方分権改革の総括と展望」などを踏まえ、国の出先機関の廃止、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実、国の政策決定に地方が参画する仕組みの拡充などの改革を進めるべきである。

- ① 国の出先機関の廃止に向けた大幅な事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの更なる見直しなどを進めること
特に、「地方分権特区」とも呼べる実証実験的な権限移譲と規制緩和を行う仕組みの制度化を検討すること
- ② 全国で唯一の府県域を越える広域自治体である関西広域連合、九州広域行政機構(仮称)等の取組等について検証を行うとともに、希望する地域に国出先機関を移

管すること

- ③ 提案募集方式による地方からの提案について、積極的に検討を行い、できる限り実現を図るとともに、個々の支障事例に拘泥することなく、地方分権改革有識者会議において見直しを行うなど、抜本的改革を図ること
全国知事会が従前より求めている福祉等の分野における「従うべき基準」の速やかな見直しや地域交通に関する事務・権限の移譲等について集中的に議論すること
- ④ 憲法９２条における「地方自治の本旨」について議論を深めるとともに、国と地方の役割分担の見直し、地方税財源の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築など、地方自治の確立に資する制度的課題について検討を行うこと
- ⑤ 税源移譲を含め、国と地方の税財源配分の見直しを進めること
また、地方交付税について、臨時財政対策債の廃止や法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより、持続可能な制度として確立するとともに、安定的な財政運営ができるよう地方一般財源を充実すること